

第二百一十一回国 参議院農林水産委員会會議録第十二号

令和五年五月二十五日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十三日

申田 誠一君

補欠選任 室井 邦彦君

五月二十四日

室井 邦彦君

補欠選任 申田 誠一君

出席者は左のとおり。

委員長 山下 雄平君

理事 堂故 茂君、船橋 利実君、宮崎 雅夫君、徳永 エリ君、舟山 康江君

委員 加藤 明良君、滝波 宏文君、藤木 眞也君、山田 俊男君、山本 啓介君、若林 洋平君、石垣のりこ君、大椿ゆうこ君、田名部匡代君、下野 六太君、安江 伸夫君、申田 誠一君、紙 智子君、須藤 元氣君、寺田 静君

國務大臣

農林水産大臣 野村 哲郎君

農林水産副大臣 勝俣 孝明君

大臣政務官 農林水産大臣政務官 藤木 眞也君

事務局側 常任委員会専門員 笹口 裕二君

政府参考人 農林水産省大臣 高橋 孝雄君

農林水産省大臣 官房総括審議官 山田 英也君

農林水産省 出・国際局長 水野 政義君

水産庁長官 神谷 崇君

水産庁次長 安東 隆君

国土交通省 海事局次長 宮武 宣史君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(山下雄平君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、農林水産省大臣官房総括審議官高橋孝雄君外五名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下雄平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山下雄平君) 遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山本啓介君 おはようございます。自由民主党の山本啓介でございます。

本日は質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま提案ありました遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして質問を行いたいと思っております。

野村大臣を始め政府の参考人の皆様方におかれましては、国民に分かりやすい答弁をどうぞよろしくお願いしたいと思います。

漁業に関する事柄から説明を入りたいと思っております。

水産業は、資源の枯渇や魚価の低迷、さらにはコロナ禍の影響もあったと思っております。

流通が滞り、非常に厳しい状況がある。しかしながら、そこから反転攻勢で、現在、様々な振興策や支援によって、各地域の漁業、よみがえらせようとしていただいております。

そのことに関しまして、心から感謝を申し上げます。

その中であって、漁業者の方々が新たな漁業の取組として遊漁船に転じ、漁業の傍ら、遊漁船として瀬渡しや釣り業などをサービスとして提供をする、そういった事柄も増えてきています。

海に慣れている漁業者の方々であれば、非常に安全か、又は危険性に対する考え方というのもしつかりしている。と同時に、一般の方々が海のアクティビティーのサービスの提供ということから遊漁船業に関わる方も増えてきていらっしゃる。

国民が海洋国である我が国において海に親しむという環境をつくること、又は交流人口や観光の観点においてもこれらが促進されることは大変すばらしいことかなと、地方の活力にもつながるんだと思っております。

他方で、危険性や安全性を甘く見る、海に対する海の厳しさというものを理解していない方々によって多くの利用者が危険にさらされている現場というのがあるのも事実であります。

最近においては、大変重大な事故や死亡事故、けがなどが増えている、増加傾向にあるということも聞いています。

今回、この法律は、海を活用する、促進を進める、ほかの法律である海業とも連携しているような、そのようなところもあるかと思っております。

その上で、厳しく遊漁船業者の登録等々についての法律の明記もあります。

まずは、利用者の安全確保について、登録制度についてお尋ねをしたいと思っております。

遊漁船業者の登録を厳格するに当たり、都道府県に委ねて安全性が担保されるかどうか、少し疑問があります。

国がこれらの事務処理のための模範例を作成して、都道府県ごとに対応の差異が生じないようにすべきではないかと考えますが、御答弁を求めたいと思っております。

○政府参考人(安東隆君) お答え申し上げます。

今回の改正案におきまして、遊漁船業の安全性の確保を図る観点から、遊漁船業の登録、更新の際に業務規程を提出させ、利用者の安全の確保等に関する事項が一定の基準に適合しているかどうか

か都道府県知事が確認する仕組みを設けているところだ。

農林水産省としては、都道府県に對しまして、御指摘のあったような業務規程の模範例や業務規程の妥当性を判断する際の考え方を示すとともに、必要な助言を行っていく考えです。こうした措置を講じることにより、安全性の確保に關しまして都道府県ごとに對應の差異が生じないように努めてまいります。

○山本啓介君 是非、地域によつて提供されるサービスの内容も違うと思いますし、提供する側も経験値もそれぞれ違うし、海の形も違えば波の高さも違うと。そういったそれぞれの地域ごとに異なる状況下において行われるこのサービス、今、都道府県との連携について御説明いただきましたけれども、これまでも、今回法改正ですから、これまでもこの法律あつたわけですから、これまでもどのような都道府県との連携があつたのか、少し説明いただけますか。

○政府参考人(安東隆君) お答え申し上げます。先ほど業務規程の模範例と申し上げましたけれども、これまでも業務規程の模範例を作つておりまして、それに沿つて都道府県が指導しやすいような体制を取つておつたところですけれども、今回改めて、登録の際の申請書類に、今までは登録の後に業務規程を出させる仕組みとなつていましたけれども、登録の際、さらには登録の更新の際にも業務規程を出させて、なおかつ、業務規程のうち安全性に関する事項が一定の基準に適合しているかどうかというチェックを登録と更新の際にすることにいたしました。

そのチェックがしっかりとできるように、今まではそこまではやつていなかったんですけど、そのチェックの仕方、判断基準について、国として一定の考え方をガイドラインで示したいと思つておりまして、そういうことで、先ほども御指摘のあったような、都道府県の間には差が出ないような方向に持っていきたいと考えております。

○山本啓介君 まさしく、今回、事前にその

チェックを行うと。要するに、海の危険性や、又は確保されるべく安全、そういったものにしつかりと誠実に向き合つた事業者だけが今回は更新もでき、新たな登録ができる、それが今回の法律のポイントであろうと、入口のポイントであろうと私も理解しております。是非とも、差異のない、各地域が同じレベル感で展開できるチェックを行つていただきたいと思つています。

また、今回の法改正では、処分逃れを目的とした廃業を防止するために、様々な状況を想定した規定を設けることとしております。それぞれのケースが考えられますが、各現場でそれぞれしつかり対応できるようにしていくべきだと思つています。

そこで、登録の欠格要件のうち、処分逃れの廃業に係る役員が聴聞後に廃業した法人の役員しか対象にならないのは私は問題だと思つています。立入検査後に廃業した法人の役員についても対象とすべきではないかと考えますが、答弁を求めたいと思つています。

○政府参考人(安東隆君) お答え申し上げます。本法案におきましては、登録の欠格事由となる登録の取消処分から逃れるため、取消処分を受ける可能性が高まつた際に理由なく廃業の届けをした者を取消処分を受けた場合と同列に扱う、いわゆる処分逃れ防止の規定を措置しているところでございます。

御指摘いただいた役員についての件でございますけれども、立入検査が行われた段階における廃業は、聴聞の通知後の廃業に比べると処分逃れを目的としている可能性が相対的に低いこと、ほかの事業法における処分逃れ防止規定においても、役員だった者の排除は聴聞通知後に廃業した法人に限つて規定を踏まえ、今回の規定としたところでございます。

本法案におきましては、この処分逃れ防止措置も含め、遊漁船業者の登録制度を厳格化し、安全性の高い業務の運営が担保されない事業者の参入を防止するなどの措置を講ずることとしておりますが、個別の事例に對応し、遊漁船業の適正な運

営が図られるよう、都道府県に對しまして法改正の趣旨や内容を丁寧に説明してまいりたいと思つております。

○山本啓介君 陸上と異なつて、海の上というのは何か事があったとしても駆け付けることというのはなかなか難しい。また、そういった事案があつて駆け付けることも難しいければ、そういった事案を確認する、まず情報に触れても、その場所を確定することも難しい。であれば、それまでの登録や、又は悪質な事業者を排除する、そういった部分をしっかりと厳格に行つていかなければならないと。今回改正される内容においても、今後運用していく中で様々な問題点が見付けられるかもしれない、そのときには即座に對應していかなければ、私は、安全なサービス提供、環境づくりというのは難しいのかなと思つておりますので、厳しくお願いをしたいと思つています。

その上で、海上での安全構築について聞いて質問したいと思つています。

我が国は、多くのそういったレジャーやアクティビティーの機会、チャンスがあります。今後、そういったものを活用していく海業なども見るように、そういった振興が図られていけば、もっともっと多くの国民が海に親んでいくんだと思つています。

その中において、海上での事故、今回の法律にも関わりを持ちますが、海上で事故があつた場合、何番に掛ければいいのか御存じですか、皆さんは。(発言する者あり)そうですね、一一八番です。今や、一一〇番を小学生へ教えても、中学生へ教えてもという、そういう啓発の必要がないくらい陸上においては一一〇番、一一九番は知られています。けれども、実は、この一一八番、二〇〇年の五月に運用を開始してから今年で二十三年がたつたようなんですが、関係者の御努力もあつて認知は広まつているんですけども、しかしながら、いま一步広がっていないという数字が出ています。知つていらっしゃる方が四七・九%、知らなかった方が五二・一%にとどまつていると。要

は、陸上における一一〇番や一一九番に比べて、海の上に関わりを持つ方が少ないからか、国民の中にも知られていないと。けれども、今後、こういった海での展開が増えれば増えるほど、こういったこともしつかりと知つていなければいけないと。

今回、海上保安庁の方は呼んでいませんけれども、陸上で事件が起きた場合の一一九番、一一〇番を理解されているぐらい、今回の法律改正を機に、是非とも海の事故については一一八番というものも知つていただく必要があるのかなと。そういったことからいえば、今回、遊漁船の方々にも、又は既存の漁業者の方々にも、地方自治体の方々にも、海上保安庁や水産庁など関係の方々と連携をして、事故や事件というものの情報の把握や安全の確保などの協力体制をつくつていく必要があると、そのように感じているところであります。

海上の安全構築を強化していくために、関係機関とも連携し取り組んでいく必要がありますが、その辺りについての答弁を求めたいと思つています。

○政府参考人(神谷崇君) お答えいたします。

一般的に、海上の安全ということに關しましては、ふだんより水産庁と海上保安庁でかなり連絡を密にした体制を取つておりますけれども、これに加えまして、今回の遊漁法の関連で申しますと、漁業者や遊漁船業者、関係機関も含めて、当然、海に関わる地域の関係者が協力する体制を構築していくことが当然必要であると思つております。

本法案におきましては、遊漁船業に關する協議会制度を設置することとしております。この協議会には、都道府県知事、遊漁船業者、遊漁船団体、漁業協同組合、地域の遊漁船業者の集まり、それに加えまして、その他都道府県知事が必要と認める方も参加が可能となつております。こういった方々が集まりまして、安全確保に係る知見の共有や協力体制に係る協議などを行うことにより、地域の関係者の連絡体制を強化し、あわせま

して、協議されたルールを関係者が遵守すること  
で調和の取れた秩序ある体制が構築されるものと  
考えておりますし、これがまた海上の安全につな  
がるものとも期待しておりますのでございます。

農林水産省としても、都道府県に對しまし  
て、協議会制度が効果的に運用されるよう、ガイ  
ドラインを示すとともに、必要な指導などを行っ  
てまいります。

○山本啓介君 協議会制度、しっかりと都道府県  
と連携しながらその設置を促していきたいとい  
う長官の、今、決意と説明をいただいたというふう  
に感じております。

しかしながら、都道府県、それぞれの地域を見  
ても、海がある都道府県においては、まさしく漁  
村や集落というのは、もういろんな数があるし、  
いろんな形がある。漁協がメインであったり、各  
市町村がメインであったり、いろんな形があると  
思います。都道府県にそういったものを通達した  
だけで、それぞれの地域でそういった遊漁船の事  
業が展開されていく方々との連携が自治体ベース  
又は組合ベースで組んでいけるのか。都道府県よ  
り先のそれぞれの地域との連携についてはどのよ  
うなお考えがありますか。

○政府参考人(安東隆君) お答え申し上げます。  
先ほど長官からも答弁申し上げましたけれど  
も、協議会を今回法定化して、その協議会を設置  
することで、地域の中でのいろんな話合いが進む  
ということを期待しているものでございます。

まずは、その協議会設置の趣旨をしっかりと都  
道府県に説明をさせていただいて、都道府県の中  
での確な運用が図られるよう、委員御指摘のあり  
ました都道府県の先の関係地方公共団体の方々に  
も同じような意識を持っていただいて、協議会が  
効果的に運用されていくように、我々としても  
しっかりと、いろんな地域の取組事例を見て、こう  
いうところではこういう取組しているよというよ  
うなことを横展開しながら進めてまいりたいと思  
います。

○山本啓介君 少し、ここがもうポイントなので

掘り下げたいと思うんですけども。

登録を行う際に、この協議会への連携とか入会  
とかがマストになっているわけではないんですよ  
ね。登録は登録でできる、その後各都道府県や自  
治体、地域で設置される協議会への連携が行政側  
のマストとしてそこに存在するんですよね。ここ  
の協議会と登録事業者との連携の部分はどなたが  
つながりを強化していくんですか。その協議会に  
しっかりと連携しない、つながりない、又は  
協議会が登録者を把握しない、そういったところ  
はどなたが主導的に取り組まれるんですか。

○政府参考人(安東隆君) お答え申し上げます。  
まず、前提として、協議会につきましては  
は、できる規定になってございますので、必置で  
はございません。ただし、我々としては、制度の  
趣旨からして、できるだけ設置をしていただき  
たいということで、その協議会の組織についての取  
組を促していきたいと思っております。

その上で、協議会は都道府県知事が設置するも  
のでございまして、当然、都道府県知事は登録の  
受付先でございまして、登録業者の情報は全部  
持っている、その前提で、都道府県知事がどう  
いった方をその協議会の構成員としていくのかと  
いうのは県の中でいろいろな御判断があるのかと  
思います。

いすれにせよ、国としては、こういったその構  
成の在り方、それからこういった協議の進め方な  
り、そこでどういったことを調整なり話し合っ  
ていくべきかというような基本的な考え方をお示  
しをして、それを基に、またいろんな県の実態等も  
踏まえて、県の方とも意思疎通、意見交換しなが  
ら、先生がおっしゃったような進め方、どういっ  
た進め方ができるのかということもしっかり取り  
組んでまいりたいと思っております。

○山本啓介君 今答弁であったように、この協議  
会については必置とはなっていないということ  
であります。

我々は、様々な地域における重大な事故やその  
事故につながるいろいろな理由についても、水産庁

や海上保安庁の方々からの分析の説明も受けてき  
ました。やはり体制が、事故が起きるまでの、前  
の体制づくりというのは重要でありますし、そこ  
に事業を展開される方々がどのような背景を持っ  
て、そしてこれまでどのようなキャリアがあるの  
かというところも確認し登録をしていく、そして  
登録をされた事業者をしっかりとそれぞれの地域  
で連携しながら把握をしていく、そのことが重  
要であろうかと思っております。簡単なフォロー  
マップをもって横展開をしていくだけでは恐らく事故は防  
げないというふうに感じております。

ほかの法律で決まっています海業の展開も含め  
て、海業も同じようにそれぞれの地域で協議会の  
設置があったかと思っております。そういったほかの取  
組とも連携しながら、登録事業者をしっかりと把握  
していく必要があるかと思っておりますが、最後に長  
官から総じて御答弁をいただきたいと思っております。

○政府参考人(神谷崇君) お答えいたします。  
海上の安全というのは何よりも大切なことでござ  
いますので、これまでもいろんな枠組みの中で  
安全対策に取り組んでまいりましたが、その中  
で、今回この法律ができたのをきっかけに協議  
会という制度もうまく活用しながら、より重層的  
に効率的に安全対策が進むように努めてまいりた  
いと考えております。

○山本啓介君 終わります。ありがとうございます。

○田名部匡代君 おはようございます。立憲民主  
党、立憲民主・社民の田名部匡代です。今日はよ  
ろしくお願いいたします。

まず冒頭、大臣、政府が二〇二三年の経済財政  
運営の指針、骨太方針に食料安全保障、このこと  
を盛り込んでいくと、G7でも食料安全保障につ  
いては取り上げられました。非常に重要なことだ  
と思っております。大臣もやはりここが大きな  
ターニングポイントであるということをおっしゃ  
りまして、私もそのように思ってい  
ます。

まさに、これは国としても最重要課題である

と、そういうことでまずよろしいでしょうか。  
○国務大臣(野村哲郎君) 先般のG7のサミット  
でもそういったようなお話が出てまいりました。  
各国とも、私どもも、G7の農林大臣会合の中で  
もそういったようなものを確認をいたしました。  
そして広島サミットにつながるようということ  
で私どもも声明を出したところでございまして、  
各国とも今では同じような認識だというふう  
に承知いたしております。

○田名部匡代君 是非、この食料安全保障を確立  
していくためには、まさに国内の農地をしっかりと  
維持管理、活用していく、そして人を育ててい  
く、こういうことを全国展開していかなければな  
りませんし、そうした政策にしっかりと現場の皆  
さんに御協力をしていただかなければならない、  
こういうことだろうと思っております。そのためには、  
十分な予算と十分な人員が必要。

しかし、農林水産省の新規増員要求数はここ数  
年、四百十人が上限となっているんです。どんど  
ん、本来はもっと人手が必要なのは、どん  
どん人が減らされてきた。ぎりぎりのところで  
やっている。

私、この間、石垣委員が取り上げていたけれど  
も、統計のこともそうだと思うんですね。今後本  
当に重要になってくるはずなのに、そこでの専門  
的な人、また人員というものが少なくなってい  
る。特に、地方においてはそれが大きな問題だろ  
うというふうな思っているんです。定員要求に対  
する査定率、これ他省庁に比べて厳しい結果に  
なっているんですね、まあ農水省、真面目とい  
うか。

私は、野村大臣、野村大臣のときならでき  
ると、野村大臣にしかできないというふうな思っ  
ているので、冒頭これを取り上げさせていただき  
ました。これは、積極的な姿勢の下で、二〇二四年  
度、大幅な新規増員をしっかりと要求していただ  
いて、確実に人員の増員を図っていただきたい。  
これは大臣、やります、分かりました、このど  
ちらかの返事しか必要ありません。是非、大臣、

やっていただきたいというふうに思いますが、決意のほどをお願いいたします。

○国務大臣(野村哲郎君) 田名部先生のその意気込みでやっていきたいと思えます。

ただ、やっぱり全体的な省庁の枠もありまして、その中で農水省としてやれることはやっていくと。特に、今年は、もう御存じのように、基本計画の見直しがあります。そして、それを実行していく年に来年はなるわけでありまして、今おっしゃったようなことは増員の要因にはなっていないというふうなところでありまして、頑張つてやりたいと思っておりますので。

○田名部匡代君 是非、大臣、本当にこれは、もう毎回の話出るんですが、なかなか実現してこなかった。まさにここが大きなチャンスなんですね。そして、この農政によく精通していらっしゃる、ずっとこの分野で取り組んでこられた大臣だからこそ、現場の状況をよく分かっておられると思うんです。大臣ならできると信じていますから、是非このことは大きく御期待を申し上げて、強く御要望をさせていただいて、質問に入りたいと思います。

さて、遊漁船業者の登録、更新制度の厳格化についてまずお伺いしたいと思います。

今回の改正案で、遊漁船業法遵守の状況が不良な者の更新に係る登録の有効期間を、現在の一律五年から、状況を考慮して四年以内において政令で定める期間に短縮するというふうになっていますが、これ具体的にどういった事例を想定されているのか、まず教えてください。

○政府参考人(安東隆君) お答え申し上げます。今回の法改正におきまして、法律の遵守の状況が不良な者については、御指摘ありましたとおり、更新期間を通常五年よりも短縮することとし、業務の適正さや安全性の確保の状況を通常よりも短い期間で確認することとしております。

この措置の対象となる法律の遵守の状況が不良な者とは、具体的には業務改善命令や事業停止命令を受けた者を想定しております。

○田名部匡代君 これ、業務改善命令やこういった処分がされた人であれば確認しやすいんですけど、結局は、そうじゃない人たちのこともきちんと把握をして、常にこれはきちんとその遵守、法律を遵守して安全を守ってやっているかということが常に把握されなきゃいけないというふうな思っているんです。

先ほど山本委員の方からもありましたけれども、これ、遊漁船業を営む方が申請書に業務規程を添付して都道府県に出すということでありまして、けれども、出航中止基準又は帰航基準、これらを記載しなきゃいけないわけですね。これ、専門家、中間取りまとめ、検討会でも御指摘をされているようでありまして、山本委員が先ほど確認されていますけれども、適切な出航中止基準、帰航基準について判断を行えるような体制をしっかりと構築していくことが必要だというふうな私にも思っています。

一定の考え方をお示しになると先ほど答弁されていきましたけれども、それは明確な具体的な考え方を示すようなことになるのかどうか、ちよつと考え方について教えてください。

○政府参考人(安東隆君) まず、前半の方で御指摘ありました、命令や処分を受けない方の遵守状況についてもしつかり把握をしていかなければならないという御指摘でございますけれども、現行法に規定されている報告徴求や立入検査を必要に応じて行うなどにより都道府県において把握することに、全般的に把握することになっておりますが、さらに、本法案におきまして、事故を起したときの報告義務化や登録、更新時の業務規程の提出義務化を措置しておりますので、こうした機会も捉えてまた把握の精度を上げていただきたいと思っております。

さらに、具体的な御指摘ありました出航中止基準や帰航基準の関係でございますけれども、今回の法改正におきまして新しい基準に対応した業務規程を作っていたかどうかということになりますけれども、そうした業務規程をしつかり作れるよう

に、国としても、指導監督を行う都道府県に対して、業務規程の模範例や業務規程の妥当性に関する考え方を示したいと思っております。その中で、委員から御指摘のありましたように、いかに具体的にというところで、ございますけれども、そういった御趣旨も踏まえて検討してまいりたいと考えています。

○田名部匡代君 ありがとうございます。漁業船業の七割ほどが漁業者であるということ、例えば漁協なんかに入っている、いろいろなつながりの中で天候や波の状況について情報交換もできるでしょうし、また経験値からいろいろ判断できるようなこともあると思うんですけど、そうじゃない方々が参入していることも含めて、しっかりとこれは徹底していく必要があると思うんですね。

大変残念な痛ましい事故でありましたけれども、KAZUIのときにも、調査の、事故の調査、分析の方向性、この調査結果報告書を見ますと、監査であるとか検査の実効性にも問題があったようなことが指摘をされています。ですから、きつちりと、先ほど前半、前段で申し上げた、全体的にそれがちゃんと実行されているのかという把握と、そしてまた、きちんとどういう判断をすればいいのかということがみんな一致してできるように体制づくりをしていただきたいというふうな思っています。

それで、検討会では、漁業をしていた人が遊漁船業を行う場合はある程度安全対策の知識があるけれども、プレジャーボートを持っていて遊漁船業を始める人や経験のない人など、この安全対策に関する知識や実態把握が必要ではないかという御指摘がありました。これ、実態把握をされておられるのかということ、ちよつと質問まとめてお伺いしますけれども、この資質の向上のための事故事例の学習や、事故なんかを想定した安全管理等の講習、実務研修内容の充実や習熟度の確認、こうしたことはどうやって取り組んでいられるおつもりなのか、教えてください。

○政府参考人(安東隆君) お答え申し上げます。まず、漁業経験のない方が増えているという御指摘でございますけれども、水産庁が昨年度道府県に対し実施しました遊漁船業者の実態調査によりますと、遊漁船業者のうち漁協の組合員の方の割合は、平成二十年の八二%から令和四年には七二%と一〇%低下してございます。他方で、最近の新規参入者の方々を見ますと約半数が非漁業者となっており、御指摘のように海に関する知識や経験が不足している方が増えていると考えてございます。

こうした状況を踏まえ、安全性を向上させる観点から、本法案におきまして、遊漁船業務主任者が乗船することを義務化し、船上での安全管理体制を強化するとともに、遊漁船業者の登録制度を厳格化し、安全性の高い業務の運営が担保されない事業者の参入を防止する等の措置を講ずることとしております。

もう一つ御指摘ありました、この遊漁船業務主任者がしつかり内容を伴った方にならないといけない、資質の向上を図らなければいけないという点でございますけれども、現在、遊漁船業務主任者については、海技士又は小型船舶操縦士の免許を所有していること、それから遊漁船業における実務経験又は実務研修を修了していること、それから遊漁船業務主任者講習を修了していること、全ての要件に適合することを求めています。

この実務経験の代わりになる実務研修につきましても、内容をしつかりとしたものにしていかなければならないということで、これは御指摘のありました検討会でも指摘をいただいているところでございまして、この実務研修の充実や習熟度をチェックする取組の導入の在り方について、現在、検討会の提言も踏まえ、またさらに、現場や有識者の方の声も踏まえながら内容の検討をしているところでございます。

○田名部匡代君 ありがとうございます。繰り返しますが、あのKAZUIのような事故を二度と起こさないということがまず基本

にあるというふうに思うんですね。

先ほど申し上げたKAZUIの事故の調査の報告書でありますけれども、やっぱり運航の判断に問題があったということ併せて、船長自身の知識や経験、教育訓練の状況、また連絡体制の不備なども、複合的な要因である事故になったわけですから、やはり教育訓練の充実に対しての検討が必要であるというような指摘があるんですね。ですから、どんな免許を持つていようが、本当にやっぱりその質の向上を高めていくために、常にそういう、何というかな、研修をしながら高めていくことはとても大事だというふうに思っています。先ほど言ったように、新規参入者が、知識やなかなか御経験のない漁業者以外の方々が増えているのであれば、なおさらそこは本当に気を付けてというか、注意深く対応していただきたいというふうに思っています。是非そこはよろしくお願いをいたします。

それで、まさに新規参入者が小規模零細事業者が多い、こういうことを考えていくと、今、既存の方々もそうかも知れませんが、考えたくないけれども、やはり万が一の不測の事態に備えて十分な損害賠償能力を用意しておく必要もあろうと思えます。これも指摘、中間取りまとめで指摘をされていますけれども、このことに関して、政府の受け止めと、今後どのように対応していくのか、伺いたいと思います。

○政府参考人(安東隆君) お答え申し上げます。御指摘いただきましたとおり、遊漁船業の在り方に関する検討会の中間取りまとめにおきまして、損害賠償責任保険の基準の見直しについて指摘を受けております。損害賠償責任保険への加入は利用者の利益の保護のための重要な措置と考えており、そのため、十分な保険金額の保険への加入が求められると考えています。

現行では、定員一人当たりの填補限度額が三千万円以上の保険、共済への加入を義務付けておりますが、この金額を幾らにすることが適当かについて、現場や有識者等の御意見も伺いながら検討

してまいります。

○田名部匡代君 大変なことだと思うので、しっかりと御検討いただきたいというふうに思っています。

それで、昨今、家族や友人の方々なんかと釣りを楽しむ、私も釣りが好きなので、ですけれども、釣りを目的としたプレジャーボートを購入される方もおられる。ルールを守って楽しむ分には全くこれは問題ないですが、中には、SNS等で個人所有のプレジャーボートで釣りをする仲間を募集しているような方も見受けられるんですね。まず、こういう実態があることは御存じなのか、把握をされているのか、教えてください。

○政府参考人(安東隆君) お答え申し上げます。一般論としては存じ上げていますけれども、数が多いのくらいあるのか、そういったことは把握できておりません。

○田名部匡代君 そういう方々にも安全性の問題についてはしっかりと徹底を、情報がきちんと行き渡るような体制も必要だと思うんですが、ちよつとこれ、ある方のブログを見付けまして、ちよつと確認したいんですけど、知らない人たちに声を掛けて、一緒に行きませんかというところで、燃料代を人数割りにして、みんなから集める。このことに対して、金銭の受渡しがあると違法になるのではないのかということもブログの中で書き込みがあったようなんです。これ、本当に大丈夫なのかということ、念のため海上保安庁さんに連絡をしている確認を、丁寧に確認をされているんですね。

でも、これ、ちよつと間飛ばして、結果としては、反復継続の意思があるのかどうか、今回は営利目的ではないので違法性はないというお返事をいただきましたということなんです。これが違法性はないということなのか、反復継続の意思というものは、これはどこまで、何というかな、毎回、自分一人で行くのは何だか、せつ々しく出すから行ける人は一緒に行きませんかというように営利目的ではないとしても、何回も繰

り返されたら違法になるのか、ちよつと基準が分からぬので教えてくださいませんか。

○政府参考人(安東隆君) お答え申し上げます。まずその前に、前提をいたしまして、遊漁船業、我々が所管している遊漁船業につきましては、船舶により乗客を漁場に案内し、釣りその他の農林水産省令で定める方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業と定義しております。委員から海上保安庁さんのお答え御紹介ありましたけれども、この遊漁船業に当たるかどうかにつきましては、個人所有のプレジャーボートであっても、第三者を船舶に乗船させ漁場に案内し、釣り等により魚類その他の水産動植物を、動植物を採捕させる行為を反復継続すれば該当するというところで、知事の登録を受ける必要があります。

この反復継続の個別の判断につきましては、まさに個々の実態を見ながら判断されるものでございまして、なかなか定義を明確にしているというものではございません。

○田名部匡代君 安全、やっぱり人を乗せて海に出るわけですから、個人で楽しめることは私はそれはそれで、それはそれでいいと思うんですが、安全の問題が関わってくるので、何かの一定の基準を作るなら作るで、こうした情報も、こういうことは違法ですよということで、例えば、反復しないにせよ、やはり楽しみで、レジャーで出る場合も安全確認やこういうことにはきちんと対応していただきたいということも併せてしっかりと発信をしていただきたいと思います。

それで、もう一点、遊漁船業者による飲酒についてであります。五月十四日、これ新聞報道ですけども、本年二月に秋田で酒気帯びで業務改善命令を受けた漁業船業を営む人が、また今月、再度飲酒運転で釣り客を乗せて運航した、それで逮捕されたということなんです。

それで、各自治体の条例で厳しい罰則を設けているようなところもあるようなんですけど、こ

れ検討会でも、遊漁船の操業者の酒気帯びや飲酒運転についてもっと厳しい対応をすべきではないのか、こういう意見があったのかなかったのか、そういう検討をされたのかされなかったのか、教えてくださいたいと思うんですね。自動車の場合なんかはアルコールの濃度によっては一発免許停止というところになるわけですけど、やはり安全を考えたときに、こういうことは徹底する必要があります。あるのではないかなというふうに思うんですけど、ちよつとお考え、御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(安東隆君) 遊漁船操縦者につきましては、船舶職員及び小型船舶操縦者法におきまして、飲酒により正常な操縦ができないおそれがある状態で船舶の操縦を行った場合には、違反点数が加算され、一定の点数を超えると操縦停止処分が行われるものと承知しております。

農林水産省としても、遊漁船業者の業務規程の模範例におきまして、出航から帰航までの間飲酒しないこと、酒気を帯びて漁場に案内しないことを明記しております。飲酒をして操縦した場合には業務改善命令の対象となります。

現在はこうした取組でございまして、飲酒禁止が更にしっかりと徹底されるよう業務規程に今以上にどのような規定を盛り込むことが適当なのか、遊漁船業者に対して業務改善命令によりどのような改善措置を行わせると再発防止につながるのかというようなことについて検討してまいりたいと考えております。

○田名部匡代君 中には、安全性を考えて乗客に対してもお酒の持込みなどを禁止しているような業者さんもあるようなんですけども、是非、海難事故を発生防止する観点から、事故の実態なども飲酒が原因で事故がどれだけ起こっているのかみたいなことを含めて把握をさせていただいて、より厳しい対応が必要であればしっかりと検討していただきたいと思います。そのように思いますので、要求にとどめたいと思えます。

造に問題があった、運航の判断に問題があった、安全管理規程が遵守されていなかった、そしてまた、監査、検査の実効性に問題があった、救命設備や通信設備に不備があったというような数々の指摘がされています。この教訓をしつかり生かしていかなければならないということをお胸に对应を行っていただきたいというふうに思います。

先日、徳永委員からも指摘がありましたクロマグロの規制が今年、遊漁の規制が今年四月からスタートするという事で、資源管理の強化の重要性から、遊漁者についても三十キロ未満のクロマグロは採捕禁止、大型については一人一日一尾までとされていますけれども、さらに、今年からは水産庁への報告が陸揚げの日から五日以内に義務化ということになります。

この周知は徹底されているのかどうか、まずお聞かせください。

○政府参考人(神谷崇君) お答えいたします。

クロマグロにつきましては国際的な厳しい管理が行われておりますし、日本国内での関係者の関心というのも非常に高いということから、我々もいたしても周知にはかなり気を遣って実施しているところでございます。

実際の規制につきましては、委員からも御紹介ありましたが、令和三年六月から、小型魚の採捕を禁止するとともに、大型魚の採捕報告を義務付けたところでありまして、さらにその後、大型魚の保持というのはい人一日一尾までとして、さらに、一定の採捕量に達した場合は採捕停止命令を掛ける措置を行っておりますのでございます。

これの周知徹底に関しましては、遊漁者に対しても、採捕停止命令などの規制については現在もホームページやポスターなどにより周知を図っておりますのでございます。また、現在、水産庁のウェブサイトで最新の採捕量や採捕停止命令に関する情報を掲載しておりますが、この情報は遊漁者や遊漁船業者の間で高い関心が持たれておりまして、やはり水産庁が何か発表すると即リアクションがあるという状況でございますので、

我々としては、かなり末端まで、かなりタイムラグを置かずに行き渡っている状況ではないかと思っておりますが、こうした状況も踏まえながら、引き続き、情報発信や規制の周知徹底、さらに効果的にどうしたらいいかというのも含めて検討していきたいと思っております。

○田名部匡代君 いいですね。水産庁が何か発表する注目度が高いということですので、是非徹底していただきたいと思っております。

ちょっと、さっき山本委員が、通報先、一八、四十数%の方が知っているんですね。逆に、あつ、それだけの方が知っていらっしやうたんだというような感想でした。でも、本当に一八〇番に通報するのと同じように、これだけ海に行かれる方も多いので、いざというときに通報の番号を知っておく必要があるということ、一八八ですから、海はいいわとかですね、みたいな、長官が全然笑っていただかなかつたんですけど、何か覚えやすい、長官、長官、一八八なのでそこに掛けたということなんですけど、長官、まあしっかり覚えていただけるようなちよつと工夫もしていただけたらいいのかなと、済みません、ちよつと余談でありました。

それで、ちよつとマグロのことだけではなくて、密漁なんですけれども、これ法改正で相当厳しい罰則が設けられたんですけど、令和三年の検挙数見ると少し減少しているようなんですけど、これ、漁業者による密漁が平成二十年頃からは年々減少傾向だが、逆に漁業者以外の密漁、これ二倍に増えている。で、現在はほぼ九割が漁業者以外。令和二年からの、先ほど言った漁業法改正によつてアワビ、ナマコの密漁に対して罰則も強化、令和三年になり、アワビの検挙数が増加している。

これ、罰則が厳しくなつて、よりきちんとして取り締まっていたからこういう数字が出てきたのか、それとも密漁者が単純に増えてこういう結果になつているのか、どう分析されているか、ちよつとまづ聞かせてください。

○政府参考人(神谷崇君) お答えいたします。その前に、一八八は水産庁が設定した番号ではございませんので、ちよつと、そういうところではございました。

委員御指摘のとおり、アワビの密漁に関する、アワビに関しますと、密漁に関する検挙件数は、令和二年の百八件が令和三年の百四十八件となっております。また、ほかのものに関しまして、トータルでの件数というのは増加しておりますが、これやはり漁業者以外の方々の検挙件数が圧倒的に増えております。

検挙件数の増加の原因は様々であろうと考えますけれども、改正、漁業法改正におきまして、全国で組織的かつ悪質な密漁の対象となつているアワビなどの特定水産動植物につきまして採捕禁止違反の罪を新設したことも一因であろうかと考えております。

農林水産省といたしましては、引き続き、これらの検挙状況なども注視して、密漁対策に全力を尽くしてまいります。

○田名部匡代君 法改正後二か月で、今年二月、香川でナマコ密漁して逮捕されたこの報道によると、密漁した漁師はナマコに漁獲番号を付けて市場に卸していたということなんです。もう本当に悪質だと思えますし、JFしまねのケースですけれども、把握、海保から通報を受けていたにもかかわらず、告訴をせずに放置していた。漁業者、もう本当に漁業の状況が厳しくなつて

いる中で、やっぱりこれは、無責任に放置することなく、徹底した取締りが必要だと思ふうに思っています。なかなか簡単ではないと思ふうに思いますが、例えば今後、このドローンの導入なども含めて、密漁対策に対するその支援、こういうものをしっかりと強化していただきたいというふうに思っていますけれども、お考えお聞かせください。

○政府参考人(神谷崇君) お答えいたします。まず、委員より御指摘のありましたナマコの密漁に関しましては、我々としてもこのようなことがあつたということは承知しておりますので、大変

遺憾なものを受け止めております。

今回の事案のように、漁業者であっても、違法にナマコを採捕した場合には罰則が大幅に強化された漁業法違反の対象となること、さらに、流通段階におきましても、水産流通適正化法に基づく番号伝達に不正があつた場合には同法違反となることなどありますので、これらの仕組みを活用することによりまして密漁の抑止などを図っていくことが非常に重要であると考えております。

また、委員からさらに御指摘のありました、告訴、漁協が告訴をしなかつたというような事例もあります。

現在、この事案以外に都道府県からそうした事案があるとの報告は受けておりませんが、いづれにいたしましても、密漁対策というのは沿岸の漁業者にとつても非常に大事な話でございますので、我々としても強化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○田名部匡代君 よろしくお願ひします。

最近、青森県の話がこの委員会でもよく出てきましたけれども、青森県、ナマコの資源量が減少する中、県と漁業者の方々がしっかりと協力して、親ナマコから採取、受精、種苗育成して放流する、また種苗生産の技術の研究など、循環型の資源管理に本当に熱心に取り組んでいただいております。ですから、こうした漁業者の努力、現場の努力を無視して密漁するなどということは本当に許し難いというふうに思っています。

密漁対策と併せて、近年、ナマコは中国なんかでも相当高値で取引されています。輸出の拡大、漁業者の所得増にも資するので、種苗生産についても、しっかりと国としても、現場の状況、声を聞いていただきながら支援をお願いしたいというふうに思っていますし、暴力団の資金源ともなるような問題について、関係機関と協力をして、海外への不正な輸出のルート、こうしたことの根絶にも強く取り組んでいただくことを要望したいと思います。

そして、ちよつと別の話で申し訳ないんですけど

れど、HACCPのことについて伺いたいと思います。

HACCPの支援法、まさにこれまででも国として、輸出の促進だ、そのためにはその輸出につながるHACCP、これを国としても支援をするHACCP支援法というものがあつたんですね。

これは、平成十年にできて、五年間の時限立法から、平成十五年にまた更に改正して延長、そして平成二十年にまた延長するための法改正が行われました。

今年六月で期限が切れることになるといふふうに思うんですけども、これは延長しないんでしょうか。

○政府参考人(高橋孝雄君) お答えいたします。

ただいま委員から御指摘ございましたHACCP支援法、正式名称は食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法という法律でございますけれども、食品製造業におけますHACCPの導入を促進するため、厚生労働省との共管によりまして、平成十年五月に期限五年の臨時措置法として成立したものでございます。

委員からも言及ございましたけれども、平成十五年及び二十年にHACCP導入の進捗状況に鑑みそれぞれ五年間延長されておりまして、平成二十五年には、その時点でですね、HACCPの導入を含みます食品の衛生管理の高度化を加速させるためということで、期限を区切って集中的に支援を講じるということをいたしまして、法律の有効期限を十年間延長した上で、期限到来時に法が失効する限時法に改めましたところでございます。

本法に基づく取組によりまして、前回改正からの十年間の期間におきまして、HACCPに沿った衛生管理の導入は着実に進展をしております。また、令和三年六月には、食品衛生法に基づきまして、原則全ての食品事業者に対してHACCPに沿った衛生管理の実施が義務化されたところでございます。このような状況に鑑みまして、HACCP支援法につきましては、法律の規定の

とおり本年六月三十日をもって失効させることと、失効することとなるものでございます。

また、委員からも言及ございましたけれども、より高度な衛生管理が必要となります輸出向けのHACCPの取組にしましては、令和四年十月に施行されました改正輸出促進法、これに基づく制度融資なりによって支援してまいる考えでございます。

○田名部匡代君 HACCP支援法に基づく融資の状況、この資料があるんですけども、大分取組ももちろん進んできたといふふうに思います。そして、それを更に輸出向けに取り組むことについては、国としても輸出に対応する加工流通施設の整備目標というものを立ててこれまででも取り組んでこられたと思うんですね。

まさに輸出の促進だといつて、農林水産省でも積極的にこのことを後押ししてきたわけですけども、つまり、今回こうしたHACCP支援法に基づく融資などが行われてきたものは、法に基づいたこの支援、融資みたいなことはもう今後はどうなっていくのかということ、目標を立てて取り組んできたことがある程度達成したからもうやらないということなのか、ちよつと、もうちよつと具体的に教えていただけますか。

○政府参考人(高橋孝雄君) 二点ございましたと思います。

一点目の、今後のその融資による支援につきましては、先ほど申しましたように、HACCP支援法、今回の支援法は失効いたしますけれども、輸出なりのより高度なHACCPが必要なお取組に對しましては改正輸出促進法に基づきまして同じような支援ができる制度融資がございますので、そちらで対応してまいる考えでございます。

また、HACCPの状況につきましても、過去五年、あつ、十年の取組に加えまして、厚生労働省の義務化の取組もあつて、現場としてかなりHACCPが浸透しているという前提に基づいての判断でございます。

○田名部匡代君 義務化されたので、まあ義務化

されたんだから当然やっているでしょうということなのかもしれないけれども、そういう実態がどこまで把握できているのかなということあるんですね。

それで、もちろん私もその輸出の促進は是非取り組んでいただきたいと思うけれども、輸出の促進だけのためにやるんじゃないかと、やつぱりこういう義務化もされた中で、衛生管理にきちんと対応していただいで、そこから更にステップアップして、こういうことができたんなら更に輸出にも取り組めるよなということになっていくんだらうといふふうに思うんですね。だから、現状がどうなっているのか、ちよつと事務所の方からいろいろと、どういう把握されているのかといったときになかなか明確なお答えがなかった、把握をして

いるのかしていないのかもちよつとよく分からなかったんですけども、でも、私は、やはり必要なものであれば別にここで切る必要はなくて、現状もつと進められるというなら更に延長してもよかつたと思うし、きちんとそういうことが、現状を踏まえてこれでもうやめましょうということになったのかどうか、どういふ議論の中でそうなったのかということが見えてこなかったのでお聞きしたんですけど、何かお答えあります。

○政府参考人(高橋孝雄君) お答えいたします。HACCPの導入状況の実態調査につきましては、農林水産省でこれまで実施してきておりまして、従業者数五人以上の事業所で全て又は一部のラインにHACCPを導入した事業所の割合、平成二十五年の前の法律改正時は二一％でございましたけれども、令和三年の調査では七七％まで増加していると、こういった実態がございます。

○田名部匡代君 そこまで行つたのもういいよねという話ですか。

○政府参考人(高橋孝雄君) そういつた実態の進展と先ほど申しました義務化なりを合わせて今回の判断に至つたものでございます。

○田名部匡代君 分かりました。

ただ、やつぱりこうした高度な衛生管理、こういうものはしっかり取り組んでいただいて、さらにそれがそれぞれの現場の収益につながつていけばいいなというふうに思っているんですが、大臣、あのですね、あつ……

○政府参考人(神谷崇君) ちよつと申し訳ございません。答弁漏れがございまして、委員からドローンへの支援があるのかという点でございましたけれども、ドローンは、実際、浜の活力再生・成長促進交付金により支援を行っております。令和三年には二県においてやつた実績もございまして、この交付金を有効に活用して密漁の防止対策に役立てていただきたいと考えております。済みません。

○田名部匡代君 ありがとうございます。

もう時間残り少ないので、大臣、実はですね、ちよつと地元の話で恐縮なんですけれども、私の生まれ育つた八戸市、まさに海から開けた八戸、漁業が元気じゃなければ地域が元気じゃない、そういう地域なんです。当然、漁業者、漁業は厳しくて、関連する加工業者の皆さんも大変厳しいというのが現状です。

HACCPを導入して、フィッシュポンプで魚を水揚げして衛生管理やつていっているんです。これは、これをやると付加価値が付いて、導入時はそういう判断で、国も後押ししてくれたと思えますけれども、現状全く違います。全然利用されていなくて、揚げたところで、付加価値付くどころか、ほかで普通に水揚げした方が魚の値段が高いだとか、結局、フィッシュポンプでやつちゃうことで魚に傷が付く、だからもう高値付かないだろつと、こういう状況なんです。

もうこれ、国から指摘をされて、会計検査院から指摘をされて、このままでは、何というの、お金を、国のお金を使つて建てたのに、こんな状況だったらもう金返せみたいな話になつちやつてい

るわけですよ。もう地元も頭を抱えていて、これはちよつと柔軟な御判断をいただくか、国としても、どうい

ふう活用していくのいいのか、地元のことだけじゃなくて、もしかしたら全国にもそういうことあるかもしれない。全国の実態調べていて、是非、せつかく導入したところがより元気に地域の活性化につながられるようにアドバイス、御指導いただきたいというふうに思いますので、もう時間ですから答弁は求めません。要望にとどめます。よろしくお願ひします。

○安江伸夫君 公明党の安江伸夫です。

早速ですが、法案について質問させていただきます。

まず、立法事実について確認をさせていただきます。

近年、遊漁船の事故による死傷者が増加傾向にあることが法改正の必要性として指摘を、説明をされているところでもございます。実際の近年の死傷者数の推移とその増加要因に関する政府の御認識について確認をさせていただきます。

○政府参考人(安東隆君) お答え申し上げます。

遊漁船業の事故の状況につきましては、過去十年間の事故による死傷者数は計三百九十三人、うち死者数は六十人となっております。特にこの五年間で年間の死傷者数が増加傾向にあります。

内容といましては、見張りの不十分などによるほかの船との衝突事故が多く、平成二十八年の十五件から令和二年には二十九件と増加傾向にあります。これは、遊漁船業は魚の捕れやすい漁場に複数の船が集まりやすいことから衝突事故の可能性も高くなる性質があること、さらに、近年は、先ほども出ておりましたけれども、新規に遊漁船業者の登録を受ける者が増え、経験不足の者が増加していることが主な要因であると考えています。

このような状況を踏まえ、事故を減らしていくため、本法案におきましては、遊漁船業主任者の乗船の義務化、遊漁船業者の登録制度の厳格化など、利用者の安全確保を強化する措置を講ずることとしております。

○安江伸夫君 KAZUIの悲惨な、本当に痛ま

しい事故を受けての改正でもありますけれども、今御指摘をいただいたこの立法事実、これにしっかりと対応した改正であるということで確認をさせていただきます。

続きまして、先ほども出ておりますけれども、遵守の状況が不良な者の判断について、私からも確認をさせていただきたいと思ひます。

今回の改正案で、登録の更新時に、法律の規定等の遵守の状況が不良な者については登録の更新の有効期間を五年から、四年以内の期間に短縮されるということになっております。

具体的には、政令で定める期間になるというふうに法案には書かれておりますけれども、衆議院の審議でもありましたとおり、また先ほどの田名部委員の質問に対する御答弁にもありましたが、遵守の状況が不良な者については、具体的には業務改善命令や業務停止命令を受けた者がこれに当たるといふふうに答弁されておりますが、それ以外の者は想定をされているか、されているとすればどのような場合か、また遵守状況の不良の程度などの登録有効期間の短縮の幅についてはどういった関連付けがなされるのか、またこれらの運用の指針や基準も示すべきというふうに考えておりますので、これらの点について改めて御答弁お願ひします。

○政府参考人(安東隆君) お答え申し上げます。

御質問いただきました登録期間の短縮の対象となる者につきましては政令で定めることとしており、委員御指摘の業務改善命令や業務停止命令を受けた者を想定しておりますが、それ以外にどのような者を対象とすべきか、また、それぞれの者についてどの程度の短縮の幅にするのかにつきましては、現場や有識者の声も踏まえつつ、公平かつ明確なものとなるよう検討しているところでございます。

○安江伸夫君 今答弁にあったとおり、公平かつ明確なものになるということが重要な点かというふうに思ひますので、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

続きまして、改正法四条、六条の関係で、業務規程の内容についても確認をさせていただきます。

先ほども出ておりますけれども、遊漁船業者の安全管理体制を強化すること等を目的として、業務の実施方法を定めた業務規程を登録の申請書に添付することが今回義務付けられるということでありま。

その規程の内容が実質的な安全性の確保に資するものでなければ、言うまでもありませんが、この規程の申請時のチェックはもちろんのこと、やはりその登録後において当該規程に沿った運営がなされていくかというふうにも考えております。この本望も構想をしていくべきというふうに考えております。あわせて、登録の更新時においても、この業務規程の遵守の状況は、先ほども質問いたしました遵守状況の不良性の判断に当たるとも重要なメルクマールとこれはなるべきというふうにも考えているところでございます。

○政府参考人(安東隆君) お答え申し上げます。

御指摘いただきましたとおり、遊漁船業の安全性向上に向けては、業務規程に記載した内容に沿った運営が継続されることが不可欠であると考えております。このため、本法案におきまして、これまで登録後に一度届ければよかった業務規程につきましても、登録時においても、さらに更新時においても提出しなければならぬこととし、安全に関する記載事項が一定の基準に適合しない場合には登録更新できないようにすること、それから、事業者が利用者に対し業務規程のうち安全に関する事項について公表を義務付け、利用者の目も活用して安全な営業の継続を促進することといった措置を講ずることとしております。

また、事業者に対する指導監督を担う都道府県に對しまして業務規程の模範例ですとか業務の実施状況の把握に関するガイドラインをお示しして、その内容を共有することにより業務規程に

沿った運営がされているか確認がしやすい環境を整えてまいりたいと考えております。

○安江伸夫君 ありがとうございます。

遊漁船の事業者は大体一万三千事業者あるというところで、それ全てを常に管理、監視していくということはなかなか困難であるということも理解をすることであります。その意味におきましても、今御答弁いただいた内容をまずはしっかりと実行していただきたいと思ひますし、時には抜き打ちで抽出してしっかりとやっているかということもチェックすることなども是非御検討いただきたいと思ひます。

続きまして、遊漁船業務主任者の義務に関連して確認をさせていただきます。

今回の改正によって、遊漁船業務主任者が遊漁船に乗り組んで業務を行うこと及び利用者が瀬渡しにより遊漁船外で釣りをを行う場合も含めて利用者の安全管理を行うことが明確化されるということになっておりますが、この点に関連して、改正法の十三条一項では、新たに、遊漁船業務主任者は誠実にその職務を行わなければならないこと、また同条二項には、遊漁船業務主任者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならないということも明定されたところでありますが、これらの意義について確認をいたします。

○政府参考人(安東隆君) お答え申し上げます。

遊漁船業の営業について最終的に責任を負う者は遊漁船業者でございますけれども、遊漁船業務主任者は、利用者の安全確保や漁場の安定利用の確保等の重要な役割を担っていること、地域の気象、海象、操船の経験や知識なども有していることから、現場の状況に応じた安全管理体制の構築に向け、今回の法案におきまして、その責任の大きさを明確にする観点から、遊漁船業務主任者について職務を誠実に履行する義務を明確にするとともに、利用者の安全確保などに関し遊漁船業務主任者の意見を遊漁船業者は尊重する義務を明確にすることとしたところでございます。

このことにより、各遊漁船業者におきまして、

現場の意見が十分に反映され、これまで以上に利用者の安全性や適切な業務運営が確保されるものになると考えております。

○安江伸夫君 大変大切な改正のポイントかなというふうに思います。実際に乗り組んで現場を見ている人がきちっと安全の管理をしていく、当たり前のことが法律上しっかりと明記をされたというふうな理解をさせていただきます。

続きまして、改正法の十九条の関係で確認をさせていただきます。

この改正法十九条では、重大な事故についての届出が義務付けられることとなり、具体的には省令でその重大な事故を定義するという事になっておりますが、どういった場合を想定されておられるのかを確認させていただくとともに、届け出なければならぬ重大な事故と誰が判断をするようになるかも併せて御答弁ください。

○政府参考人(安東隆君) お答え申し上げます。

今回の法改正により都道府県知事への報告が義務付けられる重大な事故といたしましては、遊漁船の衝突、乗り上げのほか、沈没や火災、死亡者や行方不明者を出した事故などについても対象とする方向で検討しております。また、この報告は事業者が行うこととなりますが、事業者が判断に迷わないように、報告対象となる事故につきましては、客観的に判断できるように省令で明確に定めていきたいと考えております。

○安江伸夫君 客観的に判断できるように明確にということを確認をさせていただきました。

続きまして、改正法の二十三条の関係で、利用者の安全及び利益に関する情報について確認をさせていただきます。

今回の改正によって、遊漁船業者に対して、利用者の安全を確保するために講じた措置等の情報の公表が義務付けられることとなります。公表の具体的な方法につきましては農林水産省令で定めるところによるとされておまして、衆議院の審議におきましても、デジタル化の取組がこの点重要であるという旨の答弁もあつたと承知をしてお

ります。

他方で、遊漁船業者の事業者の九割が一隻の遊漁船で営む小規模事業者でありますし、また、ウェブサイトを持っていない事業者も現実的にはいるわけでございまして、このような場合、どういった形での情報公表を想定をしておられるのか、また、そうした事業者への支援も丁寧にするべきと考えますが、この点について確認をさせていただきます。

○政府参考人(神谷崇君) お答えいたします。

本法案におきまして、利用者が利用する遊漁船を安全の観点から選択できるようにするために、遊漁船業者に対して、利用者の安全などに関する情報の公表を義務付けることとしております。これらの情報につきましても、利用者が遊漁船の選定に際して入手できることが必要であると考えております。

公表の手段につきましては、インターネットなどによる公表が有効な手段と考えておりますが、事業者がそれぞれ可能な手段で取り組めるよう、具体的な公表の方法につきましては、今後、現場や有識者の声も踏まえつつ検討してまいりたいと考えております。

○安江伸夫君 ありがとうございます。

先ほど山本委員からも質問ありましたけれども、やはりこの協議会の重要性ということも確認をしておきたいというふうに思います。

今回、二十八条の内容で協議会の設置が、必要でありませぬけれども、任意で設置ができるというところで規定をされることとなります。その在り方については、やはり地域の自主性を尊重しながらも、国としても、都道府県等、地元の求めに応じた丁寧なサポート、これを体制をしっかりと取つていただきたいということ、やはり先進的で有効な事例や、またそうしたものの情報共有などを積極的に進めていくということも重要かと考えます。

御答弁お願いします。

○政府参考人(神谷崇君) お答えいたします。

今回の改正案で創設する協議会につきましては、都道府県知事の主導の下、遊漁船業の健全な発展を図るため、遊漁船業者、漁業者などの地域の関係者が集まりまして、利用者の安全確保や漁場の安定的利用の取組につきまして協議を行うことにより遊漁船業の適正化を図る役割を担うものとなります。また、協議会制度が円滑に設置、運営されていくことが重要であると考えております。

このため、農林水産省といたしましては、各地域における自主的な取組を促す観点から、協議会の運営に当たつての規約例の提示、海面利用協議会と連携した取組の推進、優良な取組の横展開など、都道府県が円滑に協議会制度を運営していくための必要なサポートについても検討してまいります。

○安江伸夫君 続いて、遊漁船の衝突事故の防止に關して確認をさせていただきます。

船同士の衝突事故、接触事故、こうしたものを防止していくことも極めて重要と考えます。元々この法律の制定の端緒も大型遊漁船と海上自衛隊の潜水艦との衝突事故にあつたというふうにも確認をさせていただいたところでもあります。現時点も、遊漁船の死傷者を伴う事故の種類別の割合が一番多いのもこの衝突ということでもあります。この際、先ほども確認しましたけれども、業務規程において、周囲への見張りを強化するなど、接触事故等を防止するための事項をしっかりと定めたいと考えています。

また、関連しまして、今年の三月七日に神奈川県三浦市の沖合で、航行中の遊漁船が鯨らしき物体との衝突によって釣り人など乗船していた方がけがを負つて病院に搬送されたという報道も目にしたところでございます。船だけではなく、こうした大型の自然動物との接触ということもこの際防止を徹底していくべきと考えます。

御答弁お願いします。

○政府参考人(神谷崇君) 現行の業務規程の模範例におきまして事故発生防止のための留意点を明

記しておりますが、遊漁船業において見張り不十分などによる衝突を始めとする事故が多い状況を踏まえまして、更に規定すべきことがあるか検討してまいります。

また、委員から御指摘の報道は、本年三月七日の神奈川県三浦市の沖合での鯨との、鯨らしき物体との衝突でございますが、現在、海上保安庁が事故原因の調査を行っているものと認識しております。

海難事故の対応につきましては、現行の業務規程の模範例においては主として船舶との衝突を念頭に対応を定めておりますが、今回の事故原因の調査も踏まえまして、特別な対応が必要かどうかも検討してまいります。

○安江伸夫君 よく分析、検討をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、中間取りまとめにおける指摘事項を何点か確認をさせていただきますと思います。

先ほどもありました損害賠償の措置の基準について確認をさせていただきましたが、今回の中間取りまとめでは、利用者の利益の保護をより一層図っていく観点から、現行の損害賠償責任保険の加入額の見直し等、利用者の保護に資するより適切な措置を講ずる必要性が指摘をされているところでございます。

現行は定員一人当たりこの限度額が三千万円以上のものでなつていてということでありまして、けれども、やはり陸の、車の交通事故を取つてみても、やはり任意保険でありますけれども、対人無制限で入っているものも多数でありますし、また乗り合いバスなど、こうしたほかの乗り物の事故の関係で見ても、やはり相対的にこの金額自体低いものかなというふうにも思っております。あつてはいけませんけれども、死亡事故なども起こつたときには、この三千万円以上という基準ではなかなか賠償には不十分であるということも現実であります。

この中間取りまとめでの指摘事項についての政府の受け止めと今後の対応方針につきまして、こ

これは藤本政務官にお答えをいただきたいと思っております。  
○大臣政務官(藤本真也君) お答えをいたします。

昨年十二月の遊漁船業の在り方に関する検討会の中間取りまとめにおいては、御指摘のとおり、損害賠償責任保険の基準の見直しについて記載されたところでございます。損害賠償責任保険への加入は利用者の利益の保護のための重要なものと考えており、そのため十分な保険金額の保険への加入が求められております。

現行では、委員御指摘のとおり、定員一人当たりの填補限度額が三千万円以上の保険、共済への加入を遊漁船業者に義務付けておりますが、この金額を幾らにすることが適当かについて、現場や有識者等の意見を伺いながら検討してまいりたいと思っております。

補足になりますけれども、先ほど鯨との衝突というお話がございましたが、私も小型船舶の運転をたまに行います。木の枝でも操縦者からなかなか見えるという中では、やはり水面と同じ高さには障害物があるというのは、本当に、運転をする側も怖いんですけれども、やむを得ないところが非常に大きいなというふうにも思っていますので、その辺の御理解はいただければと思います。

○安江伸夫君 ありがとうございます。

もう一つ、中間取りまとめにおける指摘事項、乗船時の利用者への安全に関する説明について勝俣副大臣に確認をさせていただきますが、中間取りまとめでは、利用者の中には釣り初心者や小さい子供もいるために、利用者の不注意等で思わぬ事故が発生する可能性があるとしてされておりまして、乗船時に、乗船のときに利用者に対して遊漁船業務主任者から安全に関する事前の説明を行うなど、利用者に対して安全に関する注意を促すことを乗船時のプロセスとして位置付ける必要性があるという指摘をされております。

乗船時のプロセスをマニュアル化をして、それを遵守させる仕組みをつくっていただきたいと思

います。御答弁お願いいたします。  
○副大臣(勝俣孝明君) 安江委員御指摘のとおり、乗船時に利用者に対し安全に関する説明を行うことは重要であると考えております。

このため、現在、農林水産省としましては、業務規程の規範例の中で安全の確保のために利用者が遵守すべき事項について示すとともに、これらの事業者が利用者に周知するよう、都道府県から指導しているところであります。

さらに、本法案において、業務規程を登録申請の際に提出させ、安全に関する記載事項が一定の基準に適合できない、適合しない場合には登録できないようにする措置を講じておりますが、この業務規程を審査する中で、乗船時のプロセスも含めて、安全の確保のために利用者が遵守すべき事項とその周知の方法について明記されているかを確認するよう、都道府県に必要な提案、助言を行ってまいります。

○安江伸夫君 ありがとうございます。

最後に、大臣、端的で大丈夫でございしますので御答弁いただければと思いますが、遊漁船業の安全性確保に関する分かりやすい情報発信も指摘されております。是非、これを踏まえての発信をお願いいたします。

○国務大臣(野村哲郎君) 私どもも、この安全性の確保というのがもう最大の今回の法改正の焦点でございまして、いろんな処置を講ずるに当たりますては、これが分かりやすく利用者の安全確保に直接つながるような情報発信を都道府県が行えるように、国が市町村に、国が県に対してガイドラインを作成して示して、そして必要な助言を行っていききたいと、こんなふうにも思っているところでございます。

また、水産庁のホームページの遊漁の部屋においても、これまで安全対策等について利用者の安全性確保のためのパンフレット等を作成、公表し、情報発信に努めてまいりましたが、今後は都道府県の公表する情報を一元的に確認できるようにするなど、更なる情報発信に努めてまいりたい

と、かように思っているところでございます。

それから、余計なことなんですけど、このちよど法案審議のときに私の鹿児島でやっぱり船舶の事故が起きました。昨日、十四人が乗った船舶が火災を起こしまして、十四人全員助かったんですけど、やはりこれは人ごとではないなと、こんなふうにも思っているところでございます。

○安江伸夫君 終わります。

○串田誠一君 日本維新の会の串田誠一でございます。

ずつと質問の中にも出てまいりましたが、遊漁船の事故で一番多い形態というのはどういうものでしょうか。

○政府参考人(神谷崇君) お答えいたします。

遊漁船の事故につきましては、過去十年間の事故による死者数は三百九十三人、そのうちの死者数は六十人となっております。特にこの五年間で年間の死者数は増加傾向にございまして、その内容としては、見張りの不十分等による他船との衝突事故が多く、平成二十八年の十五件から令和二年は二十九件と増加傾向にございます。

○串田誠一君 知床遊覧船事故が一つの大きなこの立派な事例もあるんですけれども、こういう気象条件が悪いから事故が起きたというだけではなくて、衝突ということ、いつでも事故が起きるといふことを想定していかねばならないのではないかなと思っておりますが、その点で、その事故が起きている地域というものを調査したことはあるでしょうか。

(委員長退席、理事堂故茂君着席)

○政府参考人(神谷崇君) お答えいたします。

衝突事故が多いという点は把握しておりますが、地域による違いなどについてはまだ分析はしておりません。

○串田誠一君 是非、その調査もしていただきたいと思っておりますが、知床遊覧船事故というのは昨年の四月二十三日に発生いたしました。気象庁の調査によりますと、海水温度は二・四度ということでございます。零度から五度までの意識不明

時間というのは十五分から三十分、予想生存期間というのは三十分から九十分が生存できる期間ということでございます。一方で、十五度から二十度の場合には、意識不明というのは二時間から七時間、予想生存期間も二時間から四時間。零度から五度までは九十分、十五度から二十度は四時間、これ全然違うわけでございます。

そういう意味で、小型船舶安全規則というのがありますが、海水温によって救命設備の違いが全く考慮されていないというのが指摘されているところなんです。こういうような海水温度が低いところというのは、とにかく迅速にその災害を受けた人の場所を特定していかねばならないということなんですけれども、そこで、救命胴衣、ちよつと質問の順番変えますが、救命胴衣で国交省認定という基準があるんですけれども、認定があるものとならないもので救命胴衣どうい違いがあるんでしょうか。

○政府参考人(宮武宜史君) お答えいたします。

乗船者の落水時の安全を確保するため、船舶に搭載する救命胴衣には浮力、耐久性等に関する安全基準を国土交通省において定めております。実際に船舶に搭載する際には、この安全基準に適合している必要がございまして、このため、あらかじめ安全基準への適合が確認された救命胴衣には所定の印を付すこととしております。

委員御指摘の救命胴衣でございますが、恐らくこの印が付されているものというふうにも考えられます。その場合におきましては、安全基準への適合が確認されたものであり、安心して使用できるという、そういう救命胴衣であるというふうにも考えております。

○串田誠一君 知床遊覧船事故の場合にも、誰が遭難をしたのか、そして一番大事なのは、先ほども言いましたように、迅速に救助していかねばいけません。海上保安庁等がすぐにその場所に行かないといけない場合、ことが多いと思うんですけれども、九十分が最長ですから、その場合にどこにいるのかということなんですけれども。

そういう意味で、先ほども言いましたように、海水温度によって設備の違いが考慮されていないというのが指摘されているんですけども、先ほどの、今国交省の認定基準の中にも、どこにいないのかということが分かるようなものを装備されていない。ですけれども、紛失防止タグというのが、今通信サイトで調べていただくともうずらつと出てきまして、数千円でGPSを使って紛失をした場所を特定できるというのが、防水にもなっているものがあるんですよ。

ですから、私は、やはり海水温度が、地域も調べていないということですので、地域もしっかりと調べていただいて、海水温度が例えば五度以下とか十度以下の場合には、救命胴衣にその紛失防止タグというのを付ければすぐに場所が特定できる、海上保安庁がすぐにそこに行ける、九十分の中でも助けられるかもしれないというようなことを救命胴衣に用意していただきたいと思うんですが、検討していただけないでしょうか。

○政府参考人(宮武宜史君) 御指摘の点、私どもで、国交省で行いました検討会の中でも議論いたしました。

まずは、私どもの方で、AISと呼ばれる自動で船舶の位置を特定できる機器相当の、自動で場所を発信する装置を義務付けていこうというふうを考えております。したがって、まず、船の位置を特定するすべとして、まずこれを用意できるのではないかと考えております。

救命胴衣にそれぞれ付けるという案もございましたけれども、ちょっとその電波の届く範囲とか限界があるというところ(ございまして)で、今後の技術の動向を見守りながら検討を進めていきたいと思っております。

(理事堂故君退席、委員長着席)

○串田誠一君 救命胴衣というのは海水に浮いてますので、浮いているところにその紛失防止タグを付ける、そしてまた、それがつながるかどうかというのは技術的な問題ですから、是非検討していただきたいと思うんですね。

船舶に付けるのは当然必要だと思うんですけど、遭難している人でもいろいろなところに浮遊していつてしまうわけですから、やはり救命胴衣が、せつかく救助を待っている中で九十分か時間がないようなところもあるので、そこは是非、GPSも活用していただいて、金額も非常に安いですからね、命に代えられないので、そこも是非積極的に検討していただきたいというふうに思うんですけども。

先ほどの、誰がどこに、そのどこにというのは今言ったような紛失タグというのを活用していただきたいんですが、誰がという部分はどのような形で乗船されるときに確認されているか、それは法律上義務付けられているのか、確認させていただきます。

○政府参考人(安東隆君) お答え申し上げます。遊漁船業法におきましては、現行法上におきまして、営業所ごとに利用者名簿を作成の上、備え置き、利用者の氏名や住所を記載しなければならぬこととされておりまして、このため、もし乗客が万一行方不明になった場合でも、この利用者名簿により乗客を把握することができると考えてございます。

○串田誠一君 こういったことが起きたときには、誰が今どこにというのが特定していくということが一番大事なんじゃないかなと思うんですが、先ほどプレジャーボートの話も出たんですけども、テレビでこの前、本来は釣りをしているけれども、そういう業者があると言われています。そもそも、釣りをしているところの岸壁とかに船で乗客を運んでいくという業者があるわけですけど、こういう違法な行為を行う業者に今回の法律を遵守しろと言っても無理だと思わうんですが、そういう業者を取り締まるというのはこの法律でできるんでしょうか。

○国務大臣(野村哲郎君) お答え申し上げます。思いますが、防波堤等における遊漁につきましまして、港湾管理者や施設、あるいは土地所有者などが定めるルールに従っていただくとともに、利用者の安全確保が図られる必要がございます。このため、今回の法改正におきまして、登録、更新の際に業務規程の内容を都道府県が確認することにしております。禁止される区域や安全確保されていない場所での瀬渡しが行われないようチェックできる仕組みにいたしているところでございます。

また、本法案において盛り込んだ遊漁船業に関する協議会を活用して、安全な漁場などの情報共有や安全な瀬渡しを行うためのルール作りに向けた協議を行うことも大変重要だと、かように思っております。

○串田誠一君 衝突事故が多いという話なんですけど、去年でしたか、水上ジェットスキーが泳いでいる人の近くを走行して危ないとかってというのが非常に大きな話題になったことがあるんですけども、当然遊漁船と衝突をするということもあると思うんですが、ちょっとこの法律と離れるかもしませんが、水上ジェットスキーに対する規制というのはどのようになっているのでしょうか。

○政府参考人(宮武宜史君) お答え申し上げます。水上オートバイの操縦者には、船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づきまして、特殊小型船舶操縦士の免許が必要とされています。

当該操縦者には、遊泳者等の付近で衝突や危険を生じさせるおそれのある速力で航行したり、急回転やジグザグ航行をするといった危険操縦の禁止などを遵守する義務がございます。危険操縦の禁止に違反した者に対しては、違反点数を付与するとともに、安全意識の徹底のための再教育を行うっております。

なお、違反点数が累積した場合には、その累積点数に応じまして、戒告又は一定期間の業務停止、免許停止に相当しますが、業務停止の行政処分が科されることになっております。

ということになっていんですけども、その届出をするのは当然必要だと思うんですが、事故直後、主任者というのがここで、法律上も出てきていんですけど、事故直後は主任者としてはどういうようなことをするというのが望ましいというのか、ルール作りになっているんでしょうか。

○政府参考人(神谷崇君) お答えいたします。事故を引き起こした場合には、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、利用者の不安を除去するための措置を講ずることが求められます。

具体的には、海上保安庁、これは一八番でございますが、や、あらかじめ業務規程で定めた緊急連絡先などへ連絡し救助を要請したり、けが人が発生している場合には応急措置を行うなどの対応が求められるものと考えております。

こうした点も業務規程の模範例においても示しているところでございます。

○串田誠一君 今の答弁の中で、乗客の不安を除くというのでも示していただきました。そこで、これからたくさんインバウンドの方もいらつしやる中で、当然その乗客も外国人ということ、日本語が通じないということも多いかと思っております。

そこで、例えば航空機の場合には、離陸をする前に、事故、そういうような何か起きたときには、空気が出るマスクが上から落ちてきて、それをどうやって装着するのかということとか、海に行つたときには、ライフジャケットの空気が自動的に入るけれども、足りない場合には左右からストローみたいなので吹き込んでくださいとか、あとは、海上へ出るときには空気の入った滑り台をどういう姿勢で滑り降りたらいいのとかか、その後、どういふふうにして機体から離れたらいいのとかか、動画とかあるいは機内でも教えてくれる。要するに、言葉がなくても、どういふふうにするかというのを見ても、どういふふうのうなことをしているわけですね。



は極めて大事ではないかと思えますけれども、どのように影響を考えているのか、教えてください。

○大臣政務官(藤本真也君) お答えをいたします。(発言する者あり)いいですか、じゃ。

○委員長(山下雄平君) じゃ、水産庁神谷長官。

○政府参考人(神谷崇君) 申し訳ございません。

直接の遊漁による影響というのは、経済面での影響と、漁業調整の面での影響と、資源への影響と、三つあるかと思えます。

今委員の方からは、資源への影響、四十二万トン仮にあつたとしたときはどうかという点でございませぬけれども、ここは魚種別にそれぞれ資源状況が異なりますので、例えばイワシみたいに多いところからいっぱい捕っていてもそれほど影響はないと思っておりますけれども、ただ、結構捕っていますので、それなりのインパクトはあるものだというふうに認識しております。

一方で、経済面でございますと、今、釣りの人口が五百五十万人で、釣り具の市場規模は千六百五十億円となっておりますので、来訪者のもたらす経済効果も非常に大きいと認識しております。資源への影響と経済面への影響と両方うまくバランスを取って、遊漁船業が秩序を持って持続的に発展するように努めてまいりたいと考えております。

○舟山康江君 まず一つは、資源に関して言えば、先ほど申しましたとおり、もしこの委託調査による推計の最大値でいえば一割近いということ、相当大きな影響、あつ、一割近いじゃない、一割以上ですよ、かなりの大きな影響だと思っております。そう考えると、やっぱりまずはこの遊漁の実態を把握するべきだというふうに思います。先ほど、漁業センサスが平成十五年で廃止されたということも申し上げました。平成二十年にも一部調査をしていますけれども、なぜこの調査ができないのか、まず、ちょっと統計情報部にお聞きしたいんですけども、なぜ廃止されたのか、教えてください。

○政府参考人(山田英也君) お答え申し上げます。

漁業センサスにおいて遊漁者数の把握を廃止した経緯でございますけれども、この漁業センサスにおきまして遊漁者数の把握につきましては、漁業協同組合、それから遊漁案内業者等への聞き取りによりまして実施してきたところでございます。しかしながら、この農林水産統計全体の効率化を図る見直しの中で取りやめたものというふうに認識しております。

○舟山康江君 何か聞いたことありますよね。集落調査と似たような背景で、これも中止されたのかという感じがすけれども、先ほど申しましたとおり、今もうまさに、過去、これまでよりも今資源管理が非常に重要視されている中で、やっぱりこれ改めて統計をしつかり取るということが必要ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(山田英也君) お答え申し上げます。漁業センサスということでしたいま申し上げたところでございますけれども、この漁業センサスというところで申し上げますと、この漁業センサスは、漁業の経営体、すなわち業としてお魚を捕られる方々に関する調査でございます。他方、この遊漁と申しますと、レジャーを目的として様々な方々が様々な形態で行っているというふうに承知してございます。

こうした現状を踏まえますと、漁業センサスにおいてということも申し上げますと、なかなか技術的に困難な面があるかなというふうにも思っております。ございますけれども、ただ、いづれにしましても、この遊漁者数に関する実態把握というものにつきましましては、また政策のニーズ等を踏まえまして今後検討してまいりたいと、このように考えてございます。

○舟山康江君 確かに業としての採捕ではないにしても、やっぱり漁業に対するインパクト、影響、経済への影響ということを考えてときに

やっぱり実態把握をする、そういった手法は改めてしっかりと検討、議論、そして実施していただきたいと改めてお願いを申し上げます。

そして、遊漁を行うに当たって何か、まあ実態把握ができないというのは、結局何の、何というのかな、その取っかかりもないのかなと思うんですけども、何らかの資格が必要とされるのか、改めてちょっと確認させていただきます。

○政府参考人(神谷崇君) まず、遊漁の実態把握は確かに難しい問題ではあるんですけども、現在、遊漁者に対して任意で採捕量の報告を求め、採捕報告をしやすくなるように、ウェブサイトへの掲載やポスターの配布などによる周知、またアプリを通じて報告できるようにするというような努力は今実施しておりますのでございます。

あと、それと二つ目の質問でございますが、現在、遊漁を行うに当たりましては、北海道のサクラムスの船釣りなど、地域によってはライセンス制を導入している事例もありませんが、基本的には遊漁を行うに際しての資格というのは求めておりません。

○舟山康江君 これ、他国はどうなのかなというところを教えてください。アメリカなど、例えばアメリカ、アメリカの遊漁の現状について、例えばそういったライセンス制、あとは何か管理する方策、どうなっているのか、教えてください。

○政府参考人(神谷崇君) 平成十六年に遊漁制度による調査を実施いたしました。アメリカなどを含めて十か国調査いたしました。全ての国におきまして、遊漁者が釣りをする場合、その地域を管轄する行政機関により採捕可能な魚種、期間、水域などの何らかの規制が講じられております。特に、アメリカ、カナダ、ロシア、オーストラリアでは、地域により、海面での遊漁に関するライセンス制を導入し、ライセンスの発行に際して徴取した料金を資源保護、遊漁振興などに充てていると承知しております。

○舟山康江君 改めて、実態を把握するために

も、例えばこういったライセンス制ですとか、そういったことは大変重要なかなと思っております。アメリカの事例をちょっとこの調査報告から拾ってみたいところ、例えば、漁具、釣り具等の遊漁に関する物品の売上げに関しては、一定の税金を徴取するなり何らかのお金を徴取して、全て資源保全や回復に使われているということ、うなです。遊漁は環境保護に貢献しているということ、そしてあわせて、採捕量もしっかりと調査をしていると、こんな結果が出ておりました。

こういった他国の事例を考えたときに、改めて日本もこういったライセンス制とかいろいろんな何らかの負担を少し徴収する、そういったやり方の中で、しっかりとこの資源回復とか漁業への貢献とかの保全とか、そういったことに使わなければならないかと思っております。

○政府参考人(神谷崇君) お答えいたします。水産資源を利用しているという意味では、漁業も遊漁も変わりございません。資源の適切な管理については、漁業者と遊漁者が協力して取り組むべきものと考えております。遊漁者の取組といたしましては、海岸の清掃や藻場の保全など、漁場環境の改善に要する経費の一部を遊漁の関係団体が負担している事例も見られます。

今回、ちょっと遊漁法の改正でございまして、関連でいいますと、地域の関係者で構成される協議会制度も創設いたしましたので、これを有効に活用いたしました。地域の実情に応じた水産資源の管理や理解醸成についても、この協議会を通じて努めていた。だいたいと考えております。

○舟山康江君 地域の自発的な取組は、それはそれでいいんですけども、やっぱり国全体としてです。今、資源管理とかをかなり緻密にやっている中で、やっぱりこの、さっき北海道の一部でサクラムスのライセンスと言っていましたけれども、国として方向性を決めていかないと、やっぱりその温度差が出てくると全体が把握できないということにもなりますし、やっぱりこの遊漁と

というのは一体何なのか、どういう役割があるのかということをしつかりと周知するためにも、国としてこういった方策をしつかり検討いただきたいと思いたすので、是非、政務の方からもお答えいただきたいと思いたす。

○国務大臣(野村哲郎君) 内容的にはただいま長官の方からお答えしたとおりでございます。やっぱり今現在そういった団体の方で取り組んでいただいている事例もありません。

したがって、そういったものをやっぱり、今後協議会制度を創設いたしますので、これを有効活用して、地域の実情に応じた水産資源の管理や理解醸成に舟山委員おっしゃるような方向で努めていただきたいと、こんなふうにご考えておいて、各地の事例を把握して優良事例について周知させていただきたいと、かように思っています。ところでございます。

○舟山康江君 協議会を活用するのも私は一つの有効な手段だと思いたすけれども、一応この協議会は、いわゆる遊漁船業者を構成員とするということが基本なわけですね。遊漁全般というのは、遊漁船による遊漁ももちろんですけども、いわゆる浜からとか、いろんな、ほかの手法の方が実は多いんです。そう考えたときに、遊漁船による遊漁よりもむしろそちらの、それ以外の遊漁をどのようにしつかりチェックをしていくのか、これ大変重要だと思いたすね。

そういったことを考えたときに、果たして協議会だけで全てを網羅できるのか。その辺り、どうなんでしょう。協議会にいろんな役割を期待するのもいいんですけども、遊漁船による遊漁だけではない、ほかの遊漁に対してどのように把握をする、どうやってしつかりと網を掛けていくのか。

そういった、もう地元を見ていても本当に、船に乗るといふよりは、もう週末出かけて、特に若い女性なんかも今増えていますけれども、浜で釣りをする、で、結構釣れるんですなという話も聞きますので、やっぱりそこもきちつと、まずは

いわゆる人数把握、それからその漁獲の把握、資源への影響把握をするべきだと思いたすので、やっぱりこは、単なる協議会任せではなくて、国として別の手だてを考いていくべきだと思いたすけれども、いかがですか。

○政府参考人(神谷崇君) お答えいたします。確かに、遊漁をどう管理するかというのと、今回新たに創設するその協議会が全てをカバーできるものではないというふうにご認識しております。遊漁全体で漁獲をどうやって把握するかというのをまず先行的に取り組みたいと思いたすので、とにかく、任意になりますけれども、採捕報告をしやすくするよう、遊漁船業者及び遊漁者が協力して報告していただけるように、ウェブサイトへの掲載やポスターの配布などによる今周知を図って、とにかく実態の把握というところに努めていきたいと思いたす。

○舟山康江君 ですから、その任意の報告ではなくて、だつて任意の報告、どのぐらいの割合の人が報告しているか、それ把握できているんですか。

○政府参考人(神谷崇君) 現時点においては把握はしてありません。

○舟山康江君 だから、任意、任意の報告の中で、例えばおおむね半数は把握していません、報告してくれていますとか、それも分からない中で、じゃ、どれだけ資源量かって分かるわけないじゃないですか。また、いろんな漁業に対する影響、浜に対する影響、もちろん経済効果もありま

すよ。これ調査によりますと、レジャー白書等では市場規模一千七百億円と言われてますし、この報告書の中の試算でもっと大きいというふうな試算もありますけれども、これ、レジャーでいえば、テニスとか野球、それからスキー、ウインタースポーツよりも大きいと言われています。

そういったプラスの効果もある中で、その例えれば売上げの一部をどうするのかとか、そして全体の今の実態がどうなっているのか、これからの資源がどうなっているのか、そういったことはやっ

ぱり任意の報告ではなくてしつかりと自発的に能動的に国として把握する必要があるということをしつかりと、まあこの遊漁、今回の法律は確かに船による遊漁の適正な在り方を決めるものではありますけれども、遊漁全般についての在り方についても併せて検討いただきたいと思いたすので、是非よろしく願いたす。

大臣、いかがですか。

○国務大臣(野村哲郎君) 大変難しい宿題をいただいたなと思いたすんですが、なかなか、この現状の把握というのがなかなか難しい。例えば登録制度でこの遊漁船だと確実に今は把握できいくわけですけども、個人で趣味でやっておられるような方々、こういう方々の把握というのはなかなか難しいわけ。

今、さつき藤木政務官とも話をしたんですが、野山にワラビ取りに行くのに、なかなかどのぐらいの人がワラビを取っているのかというのは分からないのと同じように、あの広い海に行つて魚を捕っている人がどのぐらいいるのかというのはこれはなかなか難しい宿題でございますので、どういことができるか、今回の法改正もありませんので、検討はしてみたいと思いたすが、大変難しい宿題いただいたなと思いたすところ。

○舟山康江君 先ほどお答えいただきましたけれども、アメリカなどではライセンス制で、基本はもうこのライセンスを取得してないといわゆる釣りができないということになってます。ですから、その方々がどれだけ釣っているのか、どうい影響があるのかということが把握できています。

一つの方策として、やはりそういったライセンス制を国として考いていく。もちろん、先ほど来紹介しておりますこの委託調査事業の報告書を見ると、賛成している人もいの中で反対の声も多いたは聞いていますけれども、でも、その趣味、影響ないじゃないかという声が大きいんですけど、でもやっぱり影響あり得るわけですね。その釣

りが、いわゆるこの遊漁による採捕が資源に対する影響等もあるわけですから、そこをしつかりやっていたらいいというところを願いたすし上げて、質問を終わります。

○委員長(山下雄平君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。  
午前十一時五十九分休憩

午後一時開会  
○委員長(山下雄平君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。この法改正の背景に、昨年二〇二二年四月に北海道知床半島の海域で発生した遊覧船KAZU Iの事故があるということが説明されています。私は、昨年の五月に、この北海道の斜里町で漁業者や町長と懇談いたしました。ウトロ港で行方不明者の捜索活動を行われた漁業者の方にもお会いしたんですけども、おっしゃっていたのが、まずおっしゃっていたのは、あの日、というのは四月二十三日ですけど、あの日はしけると分かっていいたというふうにおっしゃっていて、安全管理の甘さについて指摘を受けました。

それで、やっぱり、KAZU Iの事故を受けて十二月の十五日に国土交通省の運輸安全委員会がまとめたこの船舶事故調査の経過報告、ここには、事故の要因の一つとして、この出航の可否の判断及び運航継続の判断に問題があったということが言われているわけです。

この改正案がこの指摘をどういふうに生かしたのかということをまず最初にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(野村哲郎君) お答え申し上げます。

今、紙委員から指摘がございましたように、今回の法改正につきましては、近年の事故が非常に増えているというのが長官の方からも御報告あったとおりであります。特に知床沖の観光船の重大事故もあつたことを踏まえ、安全対策を強化していく観点から、先ほどおっしゃいました国交省の知床遊覧船事故対策検討委員会におきまして、今年の四月であります。決定したわけでありませんが、この報告書の内容との整合性を図りながら本改正案を整理したところでございます。

この改正案の中で、出航や運航継続の判断に関しては、遊漁船業務主任者の知見が適切に生かされるように遊漁業者がその意見を尊重しなければならぬこととするということ、もう一つは、業務規程を登録の際の審査書類に追加すると、今までは発行後に、この登録の発行後に提出していたものを、審査書類に追加して一緒に出してもらうということ、出航判断基準等に関する事項を都道府県知事に確認できるようにしたところでございます。これによりまして、知床の事故対策は措置されていると考えているところでございます。

○紙智子君 今おっしゃったこと、十三条の二のところに法案上は書かれていたと思うんですね。それで、遊漁船業者が重大事故を起こした場合に報告を義務化したり、利用者の安全や利益に関する情報の公開を義務化した、その理由についても教えていただきたいと思っております。これ、水産庁、お願いします。

○政府参考人(安東隆君) お答え申し上げます。本法案において、遊漁船業者は、重大事故を引き起こしたときは速やかに都道府県知事に報告することを義務付けたところですが、これは、都道府県知事が重大事故の情報を速やかに把握し、再発防止に向けた指導や対策を講じられるようにするためのものです。

また、遊漁船業者に対し、利用者の安全確保及び利益保護を図るために講じた措置として、利用

者の安全確保のために船長及び遊漁船業務主任者が遵守すべき事項、出航中止の判断基準や海難発生時など緊急時の対処方法といった情報の公表を義務付けています。これは、遊漁船の利用者が遊漁船業者が講じている安全対策等の情報に基づき事業者を選択できるようにするとともに、利用者の目を通じて業界全体の安全意識の向上等を図ることを目的としたものです。

○紙智子君 それともう一つ、今回、遊漁船業に關する協議会が創設されました。それで、遊漁船と漁業が相まって発展していくのは、これはもちろん必要なことだと思っております。しかしながら、現実には、この水産資源や操業をめぐるトラブルというのは発生しているわけです。

そういうトラブルが発生した場合に協議会はどういう役割を果たすのか、また、協議会の構成員になりたいというふうな例えば漁師が希望した場面に構成員になることができるのかという、この二点、お答え願いたいと思っております。

○政府参考人(安東隆君) お答え申し上げます。今回の改正案で利用者の協議会では、地域ごとに遊漁船業における利用者の安全確保及び利益の保護、漁場の安定的な利用関係の確保に資する取組を推進するために必要な協議を行うこととしており、漁業と遊漁船業との間に必要になっている漁場の利用調整についても話し合われることになるかと考えています。

また、本協議会は、都道府県知事、遊漁船業者、漁協、関係地方公共団体、その他の知事が必要と認める者で構成することとしており、個人の漁業者であっても、知事が必要と認める場合には構成員となることが可能となっております。

○紙智子君 都道府県が行司役となつて調整を図るというのは、これは必要だというふうな思っております。ただ、都道府県任せにしないので、是非、水産庁が調整に当たるといふことも必要だと思っております。そこはしっかりやっていただきたいと思っております。

それからもう一つ、資源管理についてなんです

けど、漁業者は資源管理しているのに遊漁船業は資源管理しないのかという意見が、さつきもありましたけど、度々出されてきます。遊漁といえども、漁業者以上の漁具を使用したり、それから釣り具もかなり進化してきているということですね。それから、産卵期に、漁師は禁漁しているのに遊漁船は捕っているという話も聞かれます。遊漁船であっても、クロマグロ以外においても何らかの資源管理のルール、これ規制が必要ではないのかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(神谷崇君) お答えいたします。

委員も御指摘されましたように、クロマグロ以外の魚種については、確かに今、地域的な取組にとどまっておりますので、改正漁業法に基づく新たな魚種に対するTAC管理の導入をいろいろ議論している中でも、我々自身、遊漁による採捕量の把握と資源管理の取組が必要であるという意見を多々いただいております。

こういったこともありますので、遊漁の資源管理につきましては、昨年三月に閣議決定されました水産基本計画におきまして、資源管理の高度化に際して、今後、遊漁についても漁業と一貫性のある管理を目指していくというところははっきり書いておるところでございます。

一方で、何するかということでございますが、今は、アプリや遊漁関係団体の自主的な取組を活用した遊漁における採捕量の情報収集の強化に努め、漁業者が資源管理の枠組みに参加しやすくない環境を整備するとしておりまして、今これに基づいて取組を進めておるところでございます。

○紙智子君 釣りを通じてやっぱこの資源管理の重要性の理解が広がっていくということは、漁業の発展にもつながるといふふうには思っています。それから、次にちよつと質問するのはまた法案とは別なんですけれども、資源管理の問題です。昨年の四月五日の農林水産委員会の際に、私、改正漁業法に伴うホッケやスケソウダラなど

の資源管理について、北海道の漁業、水産業者から強い疑問や怒りの声が出ているということを紹介しました。

神谷水産庁長官は、現場に行つて、説明に行つて、水産業の成長産業化の基礎になる資源の増大に努めたいんだということを答弁されていたんですけど、やっぱり依然としてこの現場からの不信や不満というのは絶えない状況が続いているんですね。

今年三月八日に、北海道日本海沿岸漁業振興会議と道漁連が、国に対して新たな資源管理の導入等について要請を行っていると思っております。ホッケやマダラなどは、具体的な対策が国から示されなければこのTAC管理の導入を決して認めるわけにはいかないんだという声です。

それで、道総研と漁業者が共同で推進している自主的な資源管理、これを基本とした北海道スタイルを是非認めてほしいんだという要請があったと思っております。これ、なぜこういう声、不信や不満なんかも絶えなくあるんでしょうか。水産庁長官、お願いします。

○政府参考人(神谷崇君) お答えいたします。

なぜ不安が、不満とか疑念があるのかというのは、それは多分、過去のいろんなTACの設定の仕方とか説明の仕方に多々問題があったんだというふうな認識しております。ですから、新しい資源管理においては、そういった問題を解消するためにかなり丁寧な説明をさせていただいております。昨年四月以降、北海道におきましては、新たな資源管理に関する現地説明会とか資源評価の説明会とか、全部で十回ほど説明会を実施しておりますが、そのうち七回は資源管理のヘッドである資源管理部長が現地に赴いて丁寧に説明しているところでございます。

いずれにいたしましても、水産庁としては、やはり漁業の成長産業化を図っていくかねばならず、その際に、北海道の漁獲というのは日本の漁獲の約三分の一を占めておりますので、北海道の資源管理をどう成功させるかというのは非常に重要だ

と認識しておりますので、新たな資源管理については、引き続き丁寧な説明を行って漁業関係者の理解を求めつつ推進させていただきたいと考えております。

○紙智子君 丁寧な説明をされているという話なんですけど、水産庁、三月二十八日に札幌市で説明会を行ったと聞いています。しかし、現状の議論では、目標管理基準値を設定するのは無理だと、漁業者の実感と乖離があるんだと、現状の資源管理を変えるメリットはあるのかなどの意見が出ています。

現場の理解を得ることなくこれ漁業法を改正したというところにもそもそ無理があったんじゃないのかと思うんですけど、大臣、いかがですか。

○国務大臣(野村哲郎君) 農水省といたしましては、ただいま長官の方から御答弁申し上げましたように、担当の部長が五回ほど現地説明会をしたり、あるいはまた資源評価結果説明会を三回ほど開いたりしながら丁寧な説明に心掛けてきているというふうな思っております。

今後とも、積極的に現地に職員を派遣するなどして関係者の意見を伺いながら、TAC魚種の拡大など、新たな資源管理措置の推進に取り組んでまいりたいと思っております。

○紙智子君 改正漁業法に伴うこの資源管理について理解を得る努力をするというふうに言われるんですけど、多くの漁業者は、そもそも、元々自ら資源管理をやってきているんですよ、長年にわたって。ですから、理解だけじゃなくて、やっぱり漁業者が納得する、そういう資源管理にするように求めておきたいと思うんです。

次に、資源管理を目指す水産フォーラムの提言についてもお聞きします。

今年の四月五日に、現在農林水産省の顧問を務める宮原正典氏を始めとしたグループが、水産資源の回復と適切な管理に向けた五つの提言を神谷水産庁長官に要請をしました。宮原氏は、これ、水産庁次長とか国立水産研究・教育機構の理事長を務められた方なんですよね。現職の水研のセン

ター長もオブザーバーとして参加をしているんです。こういう顧問や現職の職員は、これどういう資格で参加しているんでしょうか。ちょっと事実確認をお願いします。

○政府参考人(神谷崇君) お答えいたします。

宮原氏につきましては、国際関係、特にWCPFCの交渉に関する顧問を発令しておりますので、それ以外に関しては農林省との関係というのはございません。そういう意味で、今回のフォーラムには、宮原氏は個人の資格で参加していると認識しております。

また、水研の、研究機構のセンター長の参加につきましても、これは水研機構に確認しましたところ、同フォーラムには、当人は休暇を取得して、個人としての立場で参加したものと聞いております。

いずれにいたしましても、資源管理とか資源評価というのはかなり専門的なものを、知識を求められるので、そういった際に、どうなっているんだという現状を求められますと、しっかりと関係者に理解していただくために、センター長は個人の資格で参加したんだというふうに向っております。

○紙智子君 個人として言うんですけど、業務として参加したというふうにもちょっと聞いていた

りもするんですけど。

この現職の顧問で、しかも元水産庁次長、国立水産機構の理事長が水産庁長官に要請しているというの、ちょっとおかしくないのかなというふうに思うんですけど、大臣、いかがですか。

○国務大臣(野村哲郎君) ただいま水産長官からも答弁がありましたとおり、宮原氏につきましては、現在、水産に関する国際問題について農林水産省顧問を務めていただいております。御指摘の資源回復を目指す水産フォーラムへの参加については、顧問としての立場ではなくて、まさしく個人という形での立場でと承知をいたしております。

また、西田さんにつきましては、水産研究・教育機構水産資源研究センター長ということで今現在なっておりますが、水産長官の答弁にもありましたとおり、オブザーバー的だと私もは認識をしております、フォーラムの意思決定には関係していないというふうに思っております。

○紙智子君 大臣は、事前に例えばお話聞いていたとかあるんですか。(発言する者あり)ないですか。

提言という形は取っていたとしても、現職の顧問で、そして水産庁に対して要請するということがないかというふうに受け止められても仕方がないんじゃないかという気がするんですけど。

それで、提言作りというのは一年掛けて議論したということが報道されています。しかし、そのメンバーには誰一人漁業者や漁協関係者というのはいっていません。それなのに、提言内容を見ますと、資源調査等の予算と人員は増やすように求めながらも、その一方で、積立ぶらすの収入安定対策と漁船リース事業などはもう見直しを求めているということなんですよね。

漁業者に身近で役立っている補助金を減らすというのが果たしてこれ沿岸漁業者のなりわいや漁村地域の維持や発展につながるのかというふうに思うんですけど、水産庁長官、どうですか。

○政府参考人(神谷崇君) 圧力を感じたかという点でございますが、そこは一切圧力を感じていないというところは私がこの場で断言させていただきます。お聞きしたいと思っております。

また、この提言の内容につきましては、今水産庁では、いろんな立場の方々がいるんな提言を水産庁に持ってきています。漁業者の方もあれば、消費者の方もあれば、流通団体の方もおられること、こういった研究者の方もおられるということ、提言を持ってこられること自体は、我々としては、ある意味いろんな参考にさせていただきたく意味でウエルカムなんじゃないかと思っております。

個々の内容につきましては、私どもとしては特に言及する立場にはございませんので控えさせていただきます。昨年三月に閣議決定いたしました水産基本計画に即しまして、海洋環境の変化も踏まえた水産資源の着実な実施と、増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現、地域を支える漁村の活性化の推進を柱として、各般の施策を総合的に実施することとしており、それに必要な予算の確保をしております。

○紙智子君 まあ圧力は受けていないというふうにおっしゃるんですけど、やっぱり心配なんですよね。

というのは、これまでも、日経調から規制緩和を求める圧力がある中で、やっぱり様々な動きがありました。そして、漁業権の一斉更新なんかもあるわけですけど、大震災、東日本大震災のときに、宮城県で、水産特区でもって養殖業の企業の参入を一方的に認めたとということで地元では混乱が生じましたというわけですよ。一斉更新に際して混乱を生じさせないためにも対策を取る必要があるというふうに思いますが、やっぱり混乱を生むような無理な規制緩和じゃなくて、多くの皆さんが認識を一致しているテーマで議論していくということが必要だと思うんです。

今、例えば海水の温度が上がっているとか、地球環境の大きな変化の中で持続的な漁業の発展が必要になっていると思えますので、そういうやっぱりところどころに焦点当てて議論を進める必要があるということをお願いしまして、質問を終わります。

○須藤元氣君 こんにちは。須藤元氣です。まずは、漁業体験と遊漁船業者の登録について伺います。

政府は、地域資源を活用した食事や体験等を牽引する滞在型旅行である農泊のうち、漁村地域におけるものをなぎさ泊として推進しています。なぎさ泊で体験できることの一つに、漁業体験があります。個人的に是非体験してみたい漁業体験の一

つに、三重県海女さん体験があります。

私はスキューバダイビングをやるんですが、スキューバダイビングの魅力的なところは、何といてもボンベを背負わないところ。マスクとシュノーケルとフィンだけでいつでも潜れる、その手軽さが何とも言えません。海女さんがどのようにして深く長く潜れるか分かりませんが、スキューバダイビングではジャックナイフという、呼ばれる方法で潜ります。水面に対して平行になって、その後、上半身をくの字にして折り曲げますが、この折り曲げて収納できるジャックナイフの形に似ているからそう言われているそうです。そして、最後に足を上げて、茶柱みたいな形になって潜っていくんですが、慣れば十メートルぐらいは簡単に潜れるようになります。

さて、この海女さん体験は海女さんと一緒に船に乗って漁場へ向かい海女体験を行うプランで、国の重要無形民俗文化財である海女漁の技術を間近で見学し、そして一緒に潜ることができるようです。是非潜ってみたいと思います。

このような漁業体験プログラムで観光客を受け入れようとするならば、漁業者であつても遊漁船業者の登録を受ける必要があります。本改正案によって、登録制度の厳格化や利用者の安全や利益に関する情報の公表を義務化すること等が措置されることとなっております。もちろん、遊漁船業における安全性の向上は重要な要素であると承知しております。一方で、漁業体験プログラム作りを手を挙げ参加しようとする漁業者にとっては負担となります。

なぎさ泊を推進する観点から、円滑な漁業体験プログラムの構築のために、こうした漁業者が遊漁船業者の登録を受けるために必要となる情報や安全管理の知識などについてサポート体制が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(安東隆吉) お答え申し上げます。遊漁船業は、漁業者にとつて有望な兼業業種の一つであり、海業の振興にも資するものと考えて

います。漁業者を含め、遊漁船業者の登録を受けようとする方に対しては、都道府県において登録に必要となる情報や利用者の安全確保のためにどのような措置をとればよいかなどについて相談に応じたり、丁寧な説明を行うよう、都道府県とその必要性について意識を共通にしていきたいと思います。あわせて、国といたしましても、遊漁船業者の登録を受けようとする方がどのような安全対策を取ることが必要か把握できるように、業務規程の模範例や制度の運用のガイドラインにおいて分かりやすく示してまいります。

○須藤元気君 同様の観点から、遊漁船業者の登録情報の公表状況について伺います。

今週月曜日に地元江東区の船宿、第二泉水さんの釣りに乗って、実際視察してきました。私の秘書が釣りが趣味でして、一緒に行ってきたんですが、実は秘書は中学校の同級生で、子供の頃からよく釣りをしておりました。その当時は船なんか乗れなくて、釣りの横にある荒川の堤防からよく釣りをやっていたんですが、昔から彼は私の釣りざおに仕掛け作ってくれたり餌を付けてくれたり、面倒を見てくれたんですが、今回、同じ姿を見て、三十年間全く関係性が変わっていないことに気が付きました。

ちよつと余談でしたが、現時点で、遊漁船業法では、都道府県知事は、遊漁船業者の情報を登録し、さらに登録簿を一般に閲覧できるようにしなければならぬこととされております。ところが、第三者が登録簿の情報を閲覧する際は、どうなっているかという点、東京都の例でいえば、所定の請求手続や手数料が必要となつていない場合があります。漁業体験プログラムを構築しようとする者が受入先の漁業者を探す際に、この漁業者が遊漁船業者の登録を受けているのか確認するために、現状では手間や費用が掛かる仕組みとなっております。

改正案では、都道府県知事に対し、遊漁船の事故について届出を受けた事項や、遊漁船業者への行政処分事項、利用者の安全及び利益に関する

事項を公表しなければならぬとされております。釣り人のためになる情報の公表が義務化されることを踏まえれば、この際、遊漁船業者の登録状況の情報についてもホームページ等で公表し、一般利用者が簡単にアクセスできるようにしてはどうかと考えますが、農林水産省の考えを伺います。

○政府参考人(安東隆吉) お答え申し上げます。委員御指摘のとおり、現行法におきましては、都道府県知事は遊漁船業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならぬこととしております。この閲覧の方法についてでございますけれども、ホームページに掲載している都道府県もあれば、御指摘のように掲載していない都道府県もあるところがございます。

今回の法改正におきましては、都道府県に対しては、遊漁船業者に対する行政処分の情報等について公表する義務を新たに課すこととしたところでありまして、これを機会にこの情報と遊漁船業者登録簿も併せて各都道府県のホームページに掲載することを促してまいりたいと考えます。

○須藤元気君 ありがとうございます。ばらつきを一つにまとめていただければと思います。

さて、我が国の全体の漁獲量低下を見ますと、昔より魚が釣れなくなつてきているのかなと思つてちよつと船長に聞いてみました。そうすると、驚いたことに、いや、昔より釣れるようになったよというふうに言われたんです。なぜですかと言つと、ソナーですか、魚群探知機がスベックが上がつて、三百六十度どこに魚がいるか分かるようになったからだと思います。

ちなみに、その日、アジ釣りに行つたんですが、結構大量に釣れまして、私の実家の居酒屋に行つて友達と宴会しておりました。すると、何と山下委員長が超党派の議員と一緒にお店に入つてきたんです。山下委員長は、僕がやっている西日暮里の元気な魚屋さんに行くつもりが、間違えて実家の居酒屋の磯幸に行つてしまったんです。私も地元で釣りをしていたので、実家の方に魚を持って、さばいてみんなで飲んでいたんですが、

これも奇遇ということで、私のアジのなめろうとアジフライを食べさせていただきました。ちなみに、アジは、釣りのアジのアジフライって最高においしいんですよ。是非、釣りのアジフライ、いつか皆さんに食べていただきたいと思いますが。

しかも、ちよつとこれ、話がまだ終わらなくて、一緒に途中で僕も参加させてもらつたら、あつて山下委員長が言つたんです。えつ、どうしたんですかと言つたら、何と、山下委員長が就職されたときですね、社会人になって就職されたのが鳥取県だったらしいんですが、鳥取県で記者として鍛えてくれた先輩がなぜか僕の実家にいたんです、お店に。まさか鳥取県でお会いした上司というかその先輩が実家に、会うというミラクルがあつたんですが、本当にそうだった縁で大事だなどというふうに感じました。済みません、何かうまくまとまりませんでした。でも、ちよつと驚きました。

さて、話は戻りますが、遊漁船と同様に、一般の客を乗せて運ぶ業態の一つに貸切りバスがあります。

貸切りバスには、利用者がより安全性の高い事業者を選択しやすくする仕組みとして、貸切りバス事業者安全性評価認定制度が存在します。お配りした資料配付を見ていただければ分かりますが、具体的には、事業者に関する安全性に対する取組状況、事故及び行政処分の状況、運輸安全マネジメントの取組状況について審査を行い、優良事業者に対し、その優良度合いや認定の継続期間に応じ、上から三つ星、二つ星、一つ星の認定を行うものです。認定事業者の一覧は日本バス協会のホームページで公表されており、事業者のホームページアドレスも併記されていて、利用者にとつて大変分かりやすく、事業者を選択する目安となる良い取組だと思つていました。

前の質問のように、登録済事業者情報の一覧も重要ですが、それに加えて、優良事業者を見える化し、釣り人が事業者を選びやすくする仕組みを

構築することで、この遊漁船の業界の活性化にもつながっていくのではないかなと考えますが、野村大臣の御意見を是非お聞かせください。

○国務大臣(野村哲郎君) お答え申し上げます。

本法案において、遊漁船業者に対し、利用者の安全確保を図るために講じた措置等の情報の公表を義務付けるとともに、都道府県に対しても、行政処分等に関する情報の公表を義務付けたところでございます。

これらの情報により、利用者にはより安全な事業者を選択できるというふうになっておりますが、ただ、今委員御指摘のように、安全情報の見える化については非常に重要な御提案でございます。また、遊漁船業者の活性化にもつながるものと考えておりまして、本法案に盛り込んだ安全情報の公表のやり方がより分かりやすく利用者へ届けやすいものになるよう工夫してまいりたいと思っておりますのでございます。

○須藤元氣君 大臣、ありがとうございます。是非利用者に見え化する化して分かりやすくしていただければと思います。

さて、先ほど申田議員が紛失タグのことを質問されていましたが、この遊漁に限らず、ボートやヨットなど海のレジャーの安全性を高める手段として、海への転落を知らせるアプリがあります。今となつてはライフジャケットを着用することは当たり前となっておりますが、海中へ転落した場合、誰かが見付けて救助する必要があります。

落水検知のアプリは、転落時に即時自動通報してくれるという優れた機能を持っています。これは、アプリと落水検知ユニットのセットで使用するのは、頻りに海で遊ぶ人以外には所有することはまれだと思います。こうした落水検知ユニットを遊漁船業者が利用客に貸出するようにすれば、安全性は更に高まるのではないでしようか。

釣りに集中していると、周囲の状況が分からなくなることはよくあります。また、長官がお答えされていましたが、この遊漁船の事故で一番多い

のは衝突事故です。先ほどお話しした三百六十度の魚群探知機があるせいで、私も今回釣りをしたんですが、結構、釣り船屋さんがみんな集まってるんですね。で、近いときなんて本当にもう五六メートル先まで船があるという状況を見ました。決して衝突リスクというのは低くないなと感じました。

あと、私、一級小型船舶士のちよつと資格を持っておりまして、一度プレジャーボート借りて友達と釣りに行ったことがあるんです。でも、船の操縦と釣りを同時にやるというのは本当に大変でした。釣りをしているときは、特に意識が周りに全然行かないんですね。歩きスマホみたいなもので、どうしても釣りの、こつち側に意識してしま、見張りを怠つてしま、事故の可能性は確かにあるなというふうになりました。

そこで、万が一海に投げ出されたとしても、どこに誰がいるということが瞬時に分かれば、この救助も容易になると思います。

こうした落水検知に限らず、利用客の安全性を高める遊漁船業者の取組を支援したり評価したりする仕組みの構築も必要だと思いますが、農水省の御見解をお聞かせください。

○政府参考人(安東隆君) お答え申し上げます。今回の法改正におきまして、遊漁船業者に対して、利用者の安全の確保のために講じた措置についての情報公表を義務付けることとしております。

この措置により、遊漁船業者の創意工夫によって利用者の安全確保のために取り組んだ措置についても積極的に公表されることになるものと考えております。委員御指摘の機器の導入などもその対象に含まれるものと考えております。遊漁船の利用者はこうした情報を入力することができ、その結果、安全確保に積極的な事業者が選択されていくことにつながると考えております。

農林水産省としまして、こうした改正法の新たな措置の狙いや期待される効果につきまして都道府県や遊漁船業者に周知を図るとともに、優良

事例の把握、紹介にも努めてまいります。

○須藤元氣君 やはり何か、僕も実体験として、本当に自分がどこにいるかというのが海で分かれにくいなというちよつと経験をしたことがあります。学生時代、サーフィン始めたばかりのとき、カレントで沖に流されてしま、本当にちよつと死ぬかなと思うぐらい危険な目に遭いました。

カレントって御存じですかね。岸に着いた波が、また沖に戻るとき潮の流れのことです。私、そのとき、そんなカレントなんか全然知らなくて、波待ちをしていたら、いつの間にか周りに人がいなくなつていて、自分だけ沖にいたんです。あれつと思つて気付いたら、まずいと思つて、もうパドルで一生懸命戻ろうとしたんですけども、全然前に進まないんです。潮がこう行つて、そのカレントの状況に乗つていこうというのに気付かなくて、でも、こういうときつて、やっぱり人間つてパニックになるんですね。あれ、戻れないつて思つて、だんだんだんだん焦つてきてしまつて、やばいつて思つたときに一緒にいったサーフィンの先輩が沖まで助けに来てくれて、それで、もう体力がもうなくなつていたんで、私のサーフボードをつかんで、横に移動したんですね。真つすぐ浜に行かないで、横にちよつと移動するだけで、そのカレントの潮の流れに乗らないで、そこから横にまず移動してから浜に行くんだと、本当に急がば回れなんだなというときを感じました。

このカレントでは、遭遇したり、遭難したり、テトラポッドに巻き込まれる事故というのも結構聞いたりします。この落水検知ユニットではないですが、そういうこともちよつと考えていつてほしいなと思います。

そして、万が一事故が起きてしまった場合、被害者やその家族は大変混乱されると思います。遊漁船業者の在り方に関する検討会中間取りまとめは、利用者の利用、保護をより一層図つていく観点から、現行の損害賠償責任保険の加入額の見直

し等、利用者の保護に資するより適切な措置を講ずる必要を指摘してありますが、事故が起きた場合においては、被害者への損害賠償額の大きさだけでなく、情報提供や心のケアなど、様々な角度からの支援が必要になります。

そこでお伺いしますが、遊漁船業者において事故が起きた場合の被害者やその家族への支援の必要性と仕組みについて、農林水産省はどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(神谷崇君) お答えいたします。

委員御指摘のとおり、事故が起きてしまった場合には、被害者本人のみならず、その家族に対しても相当重大な精神的なダメージを与えることになりまして、まず、事故をできるだけ起こさないようにすることが重要であると考えております。

このため、遊漁船業者の安全性向上に向けて、遊漁船業者の登録要件の厳格化、事故の報告の義務化、利用者の安全に関する情報の公表の義務化等の措置を講じているところは先ほど説明したとおりでございますが、これらの措置を適切に実施することで事故の抑制を最大限図つてまいりたいと考えておりますが、その上で、不幸にも事故が起きてしまった場合には、十分な損害賠償が行えるよう、現行では定員一人当たりの補填限度額が三千万円以上の保険、共済への加入を遊漁船業者に義務付けております。この下限金額の在り方については、現場や有識者の御意見も伺いながら検討してまいります。さらに、委員の御指摘の心のケアというところに関しましては、加害者による真摯な対応が必要でございますが、その促進のために国や都道府県としてどのようなことが行えるのか、他省庁とも情報交換をしながら考えてまいりたいと思っております。

○須藤元氣君 ありがとうございます。しっかりと支援していただければと思います。そして、本改正案で、海で国民が安全に楽しめたりとか、事業者が本当に仕事しやすくできるようにしていただければと思います。

私の質問は以上になります。ありがとうございます。

○寺田静君 本日もよろしくお願いたします。

午前中から質疑を聞いておりまして、多くの質問が重複しておりますので、通告から逸脱をしない範囲で関連のことをお伺いしてまいりたいというふうに思っております。

まず冒頭、本改正案では、遊漁船業者が重大な事故を引き起こした場合、都道府県知事への届出を義務化しているということでしたけれども、午前中も同様の御質疑あったと思えますけれども、いま一度、重大な事故の定義を教えてください。私のお聞きしたいのは、死傷事故以外のもので、ヒヤリ・ハット事案のようなものが含まれるのかということでございます。

○政府参考人(安東隆君) お答え申し上げます。

今般の法改正では、事故発生時に都道府県知事への報告を義務付け、業を監督する都道府県が事故情報を迅速に把握し、適切に指導監督等を行うことができるようにしております。でございます。

都道府県知事への報告が義務付けられる重大な事故としては、遊漁船の衝突、乗り上げのほか、沈没や火災、死亡者や行方不明者を出した事故などについて対象とする方向で検討しております。必ずしも死亡者やけが人が出た場合に限るものではないでございます。

○寺田静君 ありがとうございます。

報告を受けたその重大な事故の原因の分析や、また同様の事故が起きないようにする対策など、どこが考えることを想定されているんでしょうか。

○政府参考人(安東隆君) お答え申し上げます。

今回の法改正により、遊漁船業者が重大な事故を起こした場合、事故の原因などを都道府県知事に報告することを義務付けたところでございます。都道府県は、この報告された内容を踏まえ、また必要な聞き取り等を行いつつ、当該遊漁船業者が安全確保のためにとるべき措置をとっていたかどうかを確認することになります。その上

で、都道府県において事故の再発を防止するため必要な措置を検討し、業務改善命令の発出など必要な対応を取ることになると考えております。

国としても、都道府県がこれらの対応を適切に行っているよう、必要に応じ助言等を行っていきたいと考えております。

○寺田静君 ありがとうございます。お答えを整理しますと、原因に関しては業者が把握をするんだと、で、その報告を都道府県に上げて、都道府県が対策をする、国は必要に応じて助言をするんだということであつたと思えます。

衆議院の質疑録を拝見しておりますと、江藤委員の質疑の中で、御自身が遊漁船から転落をされた事故や、また見聞きをした事故のことについて語っておられました。どういふときに起こっているのかとか、事業者は気を付けて、注意をしているけれども、釣り人がそれを守らなかつたり魚に気を取られたりして、あるいは気がはやつたりして、釣り人に原因がある場合が多いんじゃないかという御発言であつたというふうにして思っております。

この船の事故ですけれども、一定程度、こういうときに起こりがちだという事故の経験値の蓄積のようなものは私も大事ではないかなというふうにして思っております。それはこの事業を営む関係者の方々が愛好家の方にとっては当たり前のことかもしれないんですけども、やっぱり今では漁業関係者以外の新規参入者が増えていること、あるいは利用者が家族連れなどが増えているというところを考えると、こうした経験値のようなものの蓄積をどういふふうにしていくのかということ、事故を未然に防ぐことにつながるのではないかなという思いがあります。

須藤先生のお話にもありましたけれども、スキューバダイビングも同じで、ライセンスの取得時には、どういふときに事故が起こりがちであったり、万一事故に遭遇をしたときにはどう対処したらいいかと、例えば海の中で同行者とはぐれたようなときはどうしたらいいのかという国際ル

ルの共有ですとか、そうしたものに重きを置いた講習内容になっていきます。

この海の、遊漁船の事故ですけれども、もちろん地域性や海況は異なる部分はあるかもしれないんですけども、ある一定程度共通のところもあるんだというふうに思っています。この各地の原因の分析や対策が事業者や都道府県だけに任せられているのかというところは、こうした経験値の蓄積の、と共有ということを見ると、私自身は少し不安が残るのではないかなというふうに思っております。

次に、本改正案二十二条では、都道府県知事は、農林水産省令で定める利用者の安全及び利益に関する情報を逐次公表しなければならぬというふうな規定をされていますけれども、農林水産省令ではどのような内容を定めることを想定されているんでしょうか。また、先ほど来、少し同様の質疑もありましたけれども、どう公表することを求めていくんでしょうか。

○政府参考人(安東隆君) お答え申し上げます。

今回の改正案におきまして、都道府県知事が利用者の安全及び利益に関する情報を逐次公表する措置を導入することとしておりますが、これは遊漁船の利用者が地域の事故の発生状況などの安全に関する情報を得ることにより、利用者に遊漁船業者の安全情報公表義務と併せて適切な安全対策が講じられている事業者の選択などの材料にしてもらおうとするものです。

このため、都道府県が公表する情報として農林水産省令で定める具体的な内容としては、事故の発生件数、どのような事故が発生したかなど事故の発生状況の取りまとめ、行政処分等の発出状況などを想定しているところでございます。また、公表の方法として、都道府県のホームページに掲載する方法を想定しております。

○寺田静君 ありがとうございます。

おっしゃっていることは理解できるんですけど、現状では登録業者の一覧すらもなくて、本当にこれが適切にきちんとタイムリーに進んでいく

のかなというふうな思いも覚えております。

そしてまた、本改正案の二十三条では、その公表に関して、これも同様の質疑がありまして、その内容のところに、保険のことなども内容に含まれるのかなというふうに思いますけれども、田名部委員の御質問の中で、金額、先ほども長官の方から定員一人当たり三千万以上というのがありましたが、最低額が三千万以上となっているところ、今後とも検討をされていくということでしたけれども、検討会の中、今回の法改正の検討会の中では、事故を起こしたときに三千万円では足りないのではないかと、金額は法律ができてから三十年たつても変わっていないと、何かあつたときの補償が十分ではないのはいま、あるいは意識が高い人は五千万以上になっている印象があるなどの議論がなされたというふうな聞いております。既にこれだけの意見があつて、それでもなおまだ検討することなんですか。そして、この検討にどれぐらいの期間を掛けるというふうな、どれぐらいの期間をめぐるとされているか、あればお知らせください。

○政府参考人(安東隆君) お答え申し上げます。

御指摘いただいた検討会の情報は御指摘のとおりでございますけれども、決めるに当たつてまたその検討会を開いて、それでも議論していただくという手順も考えておりますので、そういったことも含めてまだ検討しているということをお知らせしております。

いずれにせよ、施行までに十分な準備、周知期間を取つて、なるべく早めに決めたいというふうなことを考えてございます。

○寺田静君 ありがとうございます。

また、遊漁船業者は小規模事業者が多くて、ホームページを持つていない事業者も多いと思えます。安全に関する状況、情報については利用者が遊漁船を選ば際に分からなければ意味がないかなというふうな思っていますけれども、これ、スキューバダイビングでもそうですけれども、やつ

ぱりシヨップを選ぶときにはホームページが充実しているところを選ぶというふうな個人的に感じています。もちろん知人から紹介があれば別ですけれども、そうでなければ、初めてのところに行くときなどはホームページを見て、船の写真が載っていたり、あるいはブログも最近まできちんと更新をされているかどうか、あとはガイドの方の経験がどれくらいであるかどうかと、そういったところを見て選ぶようにしているんですけども、そうした自分の行動を考えますと、遊漁船について考えると、この漁業者の方が休漁期間にやっているといるところなどはむしろホームページが充実をしないで、遊漁船に特化して新規参入してきたようなところの方がむしろホームページが充実をしていたりするのかというふうな、そこにちよつと矛盾が生じるような気もするんですけども。

どういうふうな漁業者の方もやられているような小規模なところも情報を充実させていったらいいのかなというふうな、何か御意見、アイデアなどがあれば教えていただきたいなと思っております。

○政府参考人(神合崇君) お答えいたします。

本法案において、利用者が利用する遊漁船を安全の観点から選択できるようにするため、遊漁船業者に対し、利用者の安全などに関する情報の公表を義務付けることとしております。これらの情報につきましても、委員御指摘のとおり、利用者が遊漁船の選定に際して入手できることが必要であると考えております。

公表の手段につきましては、インターネットなどによる公表が有効な手段と考えておりますが、事業者がそれぞれ可能な手段で取り組めるよう、具体的な公表の方法については、今後、現場や有識者の声も踏まえつつ検討してまいりたいと考えておりますが、確かにインターネットを使えない事業者もおられます。こういった場合には、これは一つの考え方でございますけれども、都道府県や遊漁船業の団体のホームページに掲載してもら

うといった取組を現に行っている地域もございませので、こういったやり方も参考にしながら、適切な公表方法を検討できるのではないかと考えております。

○寺田静君 ありがとうございます。

私もいろいろ考えてみると、例えば観光協会のホームページにそういうところを設けていただくとか、いろんなやり方が確かに地域で工夫はできるんだと思いますけれども、何とかそういう情報も共有をしていただいで御支援をいただきたいというふうな思っております。

秋田県の担当者の方に話を聞くと、やっぱりコロナ禍で密にならない楽しみというところで釣りの人気が上がって、漁業者以外からの新規参入の問合せが増えているということでした。今回の法改正で、その協議会が、できる規定で、知事が設置できるという規定でありますけれども、その創設等の措置を講じるということですね、この協議会によって、その新規参入者を含めた、海の安全にとつて、経験が浅い漁業者の皆さん、遊漁船、漁業者の皆さんの安全対策の意識の向上が本当にこれ担保されていくのかということや、どうなのかなという思いがあります。これも類似の御質疑がありましたけれども、この横のつながりをどういうふうな担保していったらいいのかなと私自身も思っているところで、

先ほど須藤委員のお話もありましたけれども、やはり地元漁業者からは、遊漁船も含めて魚がいるところに船が集中するので、ぶつかりそうになったこともあるというふうなお話もありました。

ここからちよつと通告の範囲からそれてまいりませけれども、長官の発言で、午前中の質疑の中で、海上の安全は何よりも大事だというお言葉もありました。通告していた質問が全て終わってまいりますので、ちよつと話だけにどめさせていただきます。この御記憶にもあるかもしれませませんが、二〇二〇年の九月に福島県の猪苗代湖のプレジャーボートの

事故があったというふうな思いです。湖で、海ではないです、また遊漁船でもありませんけれども、八歳の男の子が死亡して、母親が両足を切断をするという重大な事故でした。父親が語ったところでは、事故直後にも一目見て子供の命はないことは分かったと、だから妻の方を何とか助けなければいけないと思ったということでした。

これ、様々報道を拝見しておりますと、事故直後に、あのボートがひいたんだと指摘して、警察が来たけれども、加害者は一年間逮捕されなかつたということでした。この三月には業務上過失致死傷ということで禁錮二年の判決が出て、ただ、加害者の方は控訴をしております。

午前中、国土交通省の方がいらつしやいまして、私もちよつと追いかけてお話を聞いたんですけども、私が確認した範囲でも、また国土交通省の方に話をいただいた範囲でも、この事故を受けての法改正というものは一切行われていないし、議論もないということだったんです。

この水上の事故に関しては、車とは違って危険運転致死傷罪みたいなものがないというふうにも、この事故の後、様々な報道で指摘をされております。控訴中の事案なので、あくまで仮にですけれども、この当該事故で加害者が被害者を目視できていた場合、そしてひいたことを認識できていた場合、これが陸上で起こったことであれば、危険運転致死傷罪、また救護義務違反などに問えたのではないかと指摘があるところで、

午前中、田名部委員の方からは秋田県の酒気帯びでの事案の紹介もありました。遊漁船の、まさしくこの法案の違反容疑ということでの逮捕は東北で初めてということになりました。もしですけども、こうした飲酒での事故などが発生をして、それでもやっぱり、この福島の件と同様に、例えばこれが人身事故であった場合でも業務上過失致死ということにしか問えないのかというの、私は、国民の意識からはやっぱり大きく離れたところではないかなというふうな思うんです。海の事故、この水の中の事故というのは、水

上での事故は証拠の保全も検証も陸上と比べて困難であつて、でも、やっぱりこの悪質な事案に対処できるような法律があるということはやはり大切ではないかなというふうな思っております。もちろん、所管官庁が異なるもので、これ以上ここでお話しするのは苦しいところだと思っておりますけれども、省庁の連携をして、こうした事故がまた起こつて世論が求めてからということではなくて、是非、省庁連携をして法改正の議論を進めていただきたいというふうな思っております。

先ほど国土交通省の方からは、こうした件があると、その違反点数の付与ですとか、ひどければ免許が停止、あとは、問えて業務上過失致死傷罪なんだということでありました。

この福島県の猪苗代湖のプレジャーボートの事故の件では、両足を切断して今は義足で生活している母親が、一人死んだだけでは何も変わらないのですねという言葉を残されています。この委員会での具体的な件を取り上げるのはもちろん無理があるということとは承知をしておりますけれども、今後やはり同様の事故が起こらないように、そして、方と一緒にこつてしまつたときには、きちんとこうした加害者、過失だけではなくて、危険運転をしたような加害者であるとか、あるいは飲酒運転をしたとか、何かしらそうした大きな、何というか、この福島県の事故ですと、事故の前に加速をしているんですね。で、船首が上がつたので人を目視できなかつたのではないかと、

いう過失があるとかということを裁判の中で言われていきますけれども、そうした、その加速をする前には目視をできる距離にいたのではないかと。なので、きちんと見ていなかったのではないかと。ということで禁錮二年の判決が出ているので、あくまで仮にですけども、こうしたことが本当に、過失というか、重大な過失であれば、きちんとこの危険運転致死傷罪、救護義務違反のようなものにこの水上の事故であっても問えるということが私は大事ではないかと思っております。こうし

たところを、省庁連携して何とか法改正の議論を進めていただきたいということをお願いを申し上げます。少し早いですけれども、質問を終わりにさせていただきますと思います。

ありがとうございます。

○委員長(山下雄平君) 他に御発言もないようです。これから、質疑は終了したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山下雄平君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山下雄平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山下雄平君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農林水産に関する調査のため、来る六月一日に参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山下雄平君) 御異議ないと認めます。

なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山下雄平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十八分散会